



(川内キャンパス入口に建つ、仙台城址、隅櫓)

平成十八年十一月に法学研究科長・法
学部長に選任され、同窓会長を務めさせ
ていただることになりました。井上明久
新総長体制下、前任者の植木俊哉教授が、
国立大学法人東北大学の理事に就任され
ることとなつたため、その任期満了前に、
急遽バトンを受け継ぐことになった次第
です。昭和四十六年入学・五十年卒の同
窓・理事として、これまでも同窓会とお
付き合いさせていただききましたが、
引き続き、同窓会員の皆様の暖かくか
つ心強いご支援・ご協力を頂戴することが
できれば幸いです。また、私自身、同窓
会長として微力を尽くす決意でおります
ので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

今年は、本学創立百周年という記念す
べき年に当たります（ちなみに、法文学
部の設置（大正十一年）から八十五年、
法学部の独立（昭和二十四年）からでは
五十八年目となります）。この
「会報」でも別途ご案内があると思
いますが、六月二十二日の創立記念日にお
ける祝賀行事（学章・スクールカラー・
学生歌制定式）、八月二十五日・二十六
日の百周年記念まつり、翌二十七日に開

会報

第34号

東北大学法学部同窓会

〒980-8576
仙台市青葉区川内
東北大学法学部内
Tel・Fax 022-795-6181
発行日 平成17年7月20日

印刷所
株 廣 濟 堂



川内だより

会長 稲葉
馨

催される百周年記念式典など、様々な全
学的行事が予定されており、また、これ
に合わせて八月二十五日には法学部発祥
の地であり、現在は法科大学院・公共政
策大学院が置かれている片平キャンパス
で同窓会理事会の開催が予定されており
ます。この機会に、多くの同窓の方々が
片平・川内など思い出の地を訪問され、

東北大学創立百周年 記念版

平成19年度 法学部同窓会 会員名簿

発行・発送日は11月1日です。

- ① 不明者一掃作戦：あと50名お願い
- ② 広告／協賛の開拓作戦：あと20件お願い
- ③ 名簿予約販売推進作戦：あと60名お願い

作戦終了8月末日の予定

忘れ・遅れの皆様には急ぎ御協力をお願い!!

(名簿編集委員会より)

しばしの間「学生時代」に戻つていただくと共に、法人化・大学改革の大波の中を力強く泳ぎわたろうとしている母校の姿をご覧いただければ幸いです。恒例によりまして、法学部・法学研究科の近況等について、ご報告させていただきます。まずは、スタッフの転出入等です。農林水産省から公共政策大学院にお迎えしていた本学部のご出身でもある松原明紀助教授が、平成十八年六月末をもつて同省に戻られました。また、平成十九年三月に、森田寛二教授（行政法担当）がご退職、貝瀬幸雄教授（民事訴訟法担当）が立教大学法務研究科へご転出、鈴木孝之教授（経済法担当）が白鷗大学法科大学院へご転出、さらに、検察庁からの法科大学院への派遣教員である藤宗和香教授（刑事法担当）が、検察庁に戻られました。他方、公共政策大学院の実務家教員として、平成十八年八月に、総務省から原田賢一郎助教授および経済産業省から佐分利応貴助教授が着任されました（なお、平成十九年四月より、学校教育法改正に伴う本学の「教員組織における新制度の導入」により、基本的に、従来の「助教授」が「准教授」となり、「助手」については独立して教育を行うことができる「助教」とそれ以外の「助手」とに区分されることになりましたので、両助教授とも現在は准教授になっています）。また、平成十九年四月には、新任教員として、菊池静香教授を仙台高等検察庁から法科大学院の実務家教員としてお迎えしましたほか、河崎祐子准教授（民事訴訟法・倒産処理法担当）、中林暁生准教授（憲法担当）そして桑村裕美子准教授（労働法担当）が着任、さらに、助教として、山崎暁彦・西岡正樹・菅原真の三氏（いずれも本研究科出身）が採用されました。全国的に法律関係教員の流動化が進行する中、積極人事を展開す

ることによって、本学部・研究科の水準と活力の維持に努めています。

次に、名譽教授関係です。大変残念なことですですが、昭和三十五年から六十二年まで本学部で民法担当教授として研究・教育にあられた鈴木碌爾先生（昭和五十五年四月から二年間、法学部長・法学研究科長）が、平成十八年十二月に永眠されました。今まで活きの良い、ユーモアのある講義ぶりが目に浮かびます。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。他方、新たにお二人が名譽教授に加わられました。平成十八年三月に定年退職された青井秀夫先生（現・岡山商科大学法學部教授）が同年四月付けて、および、平成四年に京都大学に転出された大嶽秀夫先生（京都大学名譽教授・同志社女子大学教授）が平成十九年四月付けて、それぞれ本学名譽教授となられました。

ところで、法学部・法学研究科の近況として多くの同窓の方々が関心をお持ちになっているのは、おそらく、法科大学院の状況、とくに新司法試験の結果ではないかと存じます。マスコミでも大きく報じられましたように、第一回の結果が平成十八年九月に発表されました。本研究科の法科大学院生につきましては、四十二名が受験して、最終的に二十名の合格となりました。幸か不幸か合格人数順に報じる新聞が多く、五十八校中十三位という順序でしたので、意外と検討したと受けとられたかもしれません。もつと

しかし、全体の平均合格率が約四十八パーセントのなか、四十七・六パーセントの合格率ですから、決して胸を張れるようなものではありません。もつとも、本年の第二回目こそが正念場です。全体の合格率が四割を下回ると予想される中で、七十四校ある法科大学院のほとんどが「本格参戦」してくるから

ことによって、本学部・研究科の水準と活力の維持に努めています。

次に、名譽教授関係です。大変残念なことですですが、昭和三十五年から六十二年まで本学部で民法担当教授として研究・教育にあられた鈴木碌爾先生（昭和五十五年四月から二年間、法学部長・法学研究科長）が、平成十八年十二月に永眠されました。今まで活きの良い、ユーモアのある講義ぶりが目に浮かびます。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。他方、新たにお二人が名譽教授に加わられました。平成十八年三月に定年退職された青井秀夫先生（現・岡山商科大学法學部教授）が同年四月付けて、および、平成四年に京都大学に転出された大嶽秀夫先生（京都大学名譽教授・同志社女子大学教授）が平成十九年四月付けて、それぞれ本学名譽教授となられました。

ところで、法学部・法学研究科の近況として多くの同窓の方々が関心をお持ちになっているのは、おそらく、法科大学院の状況、とくに新司法試験の結果ではないかと存じます。マスコミでも大きく報じられましたように、第一回の結果が平成十八年九月に発表されました。本研究科の法科大学院生につきましては、四十二名が受験して、最終的に二十名の合格となりました。幸か不幸か合格人数順に報じる新聞が多く、五十八校中十三位という順序でしたので、意外と検討したと受けとられたかもしれません。もつと

しかし、全体の平均合格率が約四十八パーセントのなか、四十七・六パーセントの合格率ですから、決して胸を張れるようなものではありません。もつとも、本年の第二回目こそが正念場です。全体の合格率が四割を下回ると予想される中で、七十四校ある法科大学院のほとんどが「本格参戦」してくるから



です。スタッフ一同、好結果を期して日々努力を続けてまいりましたので、同窓会員の皆様には暖かく見守っていただければと存じます。また、今後、修了生の就職等の面におきましても、ご支援・ご協力いただければ幸いです。

そのほか、学部・大学院を通じた施設・設備の拡充、外部資金の獲得（なお、このほどJ.R東日本より本研究科に多額のご寄付をいただき、早速活用させていただけましたことになりましたので、この場をお借りして感謝申し上げます）、公共政策大学院の更なる展開と研究大学院の充実等々、課題は少なくありませんが、教職員一丸となって弛まざる努力を続けて参りますので、皆様のなお一層のご理解・ご支援を心よりお願い申し上げます。

なお、昨年、会報三十三号に添えて、植木前同窓会長より、「元終身会員の皆様に「終身会員制度廃止」についてのお詫び・御礼・お願いのお便りを差し上げましたところ、その後若干の問合せがありましたが、殆どの方がから「やむを得ない」というご理解を賜り、平成十八年度の同窓生（在学生を除く）の会費納入員数は千四百名と同窓会設立以来の記録を樹立し、期間損益の黒字化に貢献されました。誠に有り難く、前会長共々、衷心より御礼申し上げます。

創立百周年に寄せて

華麗なる歴史と此の先



東北大学法学院部同窓会副会長
東京支部会長

庄司昊明

(昭和二十五年卒)

今年二〇〇七年、わが東北大學は一〇〇周年を迎える。小生一九四七年入学したので六十一年、卒業し社会人になってから五十七年と、東北大の歴史の半分以上に係わって来ている。我々も年を取りたものだ。

私の時代は帝大全盛の時代であり、その中でも特に東大、京大、九大と東北大が四帝大と称され、社会（特に企業側）から大変な優遇を受けた。昭和二十五年（一九五〇年）に私が社会人になつて暫くしてから、法学院部の東京支部同窓会に出た時の新鮮さと重厚さは忘れられない。会長、安西浩さん（昭和三年）、副会長、石田正実さん（昭和十一年）、当時の財界トップに座つてゐる方達。そして小幡常夫さん（昭和十四年）、伊藤一郎さん（昭和二十八年）といふ素晴らしい方が事務方を支えていた。極めて権威に溢れ東京支部というより独立王国の態であつた。

そして二代目は石原俊さん（昭和十二年）。経済同友会の代表幹事もやられたニッサンの帝王。副会長は飯塚毅さん（昭和十八年）、実名で小説にも映

画にもなつたTKC会長、この方には桁外れのご寄付も頂いた。そして二代目とということです。十五年卒の小生。非力を補うためにも副会長には世界的学者である植口陽一さん（昭和三十二年）を配して貰つてゐる。そして二代目時代から定評のある佐藤正之さん（昭和三十二年）が事務局長を勤めてくれている。

こうして簡略に東京支部会同窓会の流れを見て來ただけでも、如何に人材を輩出して來たかが分かる。又、前出の植口教授と小田滋教授（前国際司法裁判官）が現在でも国際的に大きな影響を支えているのは、私共の誇りでもある。

最近仙台市も新しい市長のもと更なる革新と益々の発展を期す検討が活発に行われておるが、その都度必ず思うのは東北大學の存在である。東北大なくして行くのだろうか。社会の変化は目まぐるしく、学問も仕事も変わらない。

然るに「此の先」はどうなる様期待している。この気持ちは今やつて行けば、先輩達の様に驚いた。：：：ようであつた。仕事を学び、自分に与えられた仕事をしっかりと乗り越え、職種を問わず、学び合

面に押し出し、早く東北圏内に受け皿を造ることが、あらゆる議論に最優先すべきであろう。自治体は東北大をもつと前面に押し出し、早く東北圏内に受け皿を造ることが、あらゆる議論に最優先すべきであろう。私は同窓会の挨拶の中で後輩達に「青葉燃ゆる素朴な町、仙台を離れたがたく法律の研究教育に打ち込まれた先生達、中川善助・木村龜二・清宮四郎・斎藤秀夫先生など「大教授」の薰陶に浴し、文化・体育から趣味に至るまで市民の恩情に包まれて青春の日々を過ごし、目出度く卒業して社会に放たれ、一番驚いたことは何か。：昔、新入社員に聞いたことがある。答えは、先輩達がこんなに早く、

高度の専門性を持つ所謂スペシャリストだけではなく、あらゆる分野において国際競争に勝ち得るマネージメント力を有するジエネラリストをも含んでいます。私は意味する「人材育成」は着目すると良い。第二は、「人材育成」を更に発展させ、「人材の連携」にまで高めることを

第一は、先進的な理工系の研究開発・実用化の進め方:を参考にして文科系社会科学の進め方を改善すること。特に、結果とプロセスの相関関係を、科学生的解析し、プロセスの改善に直結させること。世界に誇れる日本の品質管理の原理原則に着目すると良い。第二は、「人材育成」を更に発展させ、「人材の連携」にまで高めることを

私の人生は東北大學法文学で学んだことによつて培われた

宮城支部理事

弁護士 勅使河原 安夫

(昭和二十四年卒)



私が東北大學法学院部に入学したのは先の大戦が終わった翌年の四月でした。当時の仙台市の中心部はB29の無差別爆撃により一面焼け野原の状況でした。東北大學（片平）キャンパスも一部焼失しておりました。当時、文系は法文学部で、その中に文科、法科、経済科の三科がありました。私は法科に入学しました。私は法科に入学しまし

た。入学試験に当つては、早大などを始めとして、職業軍人の入学合格者は一割に制限せよと定めましたが、八月十五日の終戦で廃校となり復員しました。職業軍人教育を幼少からうけて来た身でしたので、大学入学者一人割制限がなされると大変なことになる」と心配しました。然し、終戦の年の十二月頃、復員者を対象とした講習会が、仙台二中（現二高）の柔劍道場で開講されました。開講に当たり、東北大

東北大は、復員者の合格割制限は無視して合格者を採用してくれました。後で知ったことでしたら、東北大、特に法文系は創立以来、当時の一高・二高・高等々の国立ナンバースクール卒業生以外に、諸謂傍系と言わされた他の専門学校卒業生に対しても門戸を開放してきたということ、また聴講生制度もあった

三年の在学中、特に一年生の時には食糧難であり、配給も欠配状況で、仙台中心部は空襲で焼野原の状況でした。疎開していた市民も市内にボツボツとバラックを建てはじめた頃で、遠隔地の学生の下宿も少なかつたため同級生の大部分は県内の者が多くかったと思います。一年生

金で専ら熱心に聴講して必要単位の二十単位中十八単位程度をとりましたので三年生は楽になりました。三年の五月の大学祭を行つた「模擬国会」では、野党の法務委員長を命じられ「死刑廃止法案」を上申することになりました。そのため、図書館で「死刑」についての文献を漁つて読みました。そこで、司法試験を受験

という人生となつたのです。その間、大学との関係は、昭和四十年の教育学部に廻し、宮城教育大学創立と農学部の八木山移転をめぐつての学生を中心とした大学自治闘争事件で先輩として起訴された学生二名の弁護をすることになり、大学の恩師の先生方の苦闘と純粹な学生たちの行動の間で様々な学問、

業後も、恩師、中川善之助先生、木村龜二先生、柳瀬先生、勝本先生、伊沢先生、清宮先生、斎藤秀夫先生やその他、当時の東京大学の教授陣に比してもすぐれた多くの先生方のご教授を賜つたことを心から幸いであります。感謝申し上げてこの拙文を終わります。

の阿部次郎先生が復員職業軍人のために「新しい旅立ちはなむけに」と題して講話をされ、教育学の細谷恒夫先生、林竹二先生が中心になられて、英文によるプリント贈写によつて熱心に講義をされました。特に林竹二先生は「君たちの大受験験」格のみを目的とした講習をするものではない。私の講義が、軍人としての目的教育の中で教育された君たちに違う世界があること、そして、それを勉学しこれからの諸君が送る人生に当つて自ら考える力と意義を見出しあ手助けになる講習となることを期待する」という趣旨を話され、英語力をつける為、プラトン、ソクラテス等々のことを中心に、ガリ版プリントを日本語に訳す宿題を基にした講義だったと思ひます。私はその講義を拝聴して学ぶうちに、当初は昭和二十一年三月の東北大入試に当つて医学部受験を目指し受験願書まで出していましたが、三月初め、法文学部法科に願書提出を替えようと決心することになりました。その理由は、聴講によつて今まで知らなかつた世界があることを知り、どうしてもその別な世界を勉強したいと言う気持ちになつてしまつたためでした。

ことを知り、東北大の伝統的自由主義的あり方に感動しました。この思想の流れの一端として前記の復員学生のための講習会で米軍駐留年の環境下でも東北大の先生方々が臆せずに、復員した若い軍人にこそ再教育をする機会を与えられるべきだとの實容と将来の我国の人間教育の本質的立場があつたものと、今更當時を省みて深く感じています。

私の学んだ法科は、三年間に二十単位の試験をとることが必要でした。然し、法科の二十単位中には、経済科、文科の単位も一定数、法科の単位となる制度でした。私は、前記講習会で軍隊の目的教育外の世界の存在を知り、それを一層勉強したいという気持ちがあつたため、文科や経済科の授業をも出来る限り聴講しました。卒業まで確かに二十三単位をとったと記憶していますが、その中で法律内容の単位数は十三単位程度で、他は文科、経済科の単位をとつて卒業しました。在学中、文科や経済科の学生との交流も出来たことは、私にとって後に弁護士になつた後も、現在まで法律に限らない分野での読書や自分の行き方を考える基礎となり、また反省の基になつたものと思い、法文学部制度の賜物と思つてい

の間はその様な状況下で休講も多々、焼け出された先生の中には研究室に泊まられる方もいらっしゃいました。教室も窓はガラスが破れ冬は風が吹きむという状況で、広い階段教室は講壇の近くにダルマストーブにやけ残りの木材を煙突のないまま上に飯盒をのせて炊飯しながら講義を聴くと云う風景でした。紙が手に入らず教本の出版も極限られており、古本は高価でした。そのため、一年生の時にはアルバイトに専念し、駐留米軍の仙台市苦竹の土木労務者として、または、川内の米軍宿舎の井戸掘りや北一番町の簡易保険局にあつた米軍司令部の通訳まがいの仕事などをやり、講義は休講が多く、アルバイトで得た金を貯めては、岩波文庫や中央公論そして世界などの雑誌のほか古本を買って、アルバイト先での休憩時や夜間に自宅の裸電球の下で読み耽りました。同年の学生も同じ様な状態だたと思います。特に軍人があがりの学生は、父親や兄などが戦死しておらず、また、生存していくのも恩給は停止され、家は焼け出され、全く家計は皆大変だったのです。

するためには真剣に法律を勉強している同級生と時間を共にしているうち、「私も司法試験を受けたみよう。駄目でもともとだ」と云う気持ちになりました。司法試験は七月末から八月初めに東京大学で筆記試験を行なう日程で、大学祭後、約二ヶ月しかありませんでしたが、その頃の私は単位の大部分をとり、しかも青田刈りで就職については当時の勧業銀行の採用が内定となっていましたが、時間的余裕がありました。短日時では合格は無理であると思つたものの、勉強していた同級生に出題傾向を教えてもらいましたが、遠刈田温泉の旅館に嫁いでいた姉の所に泊まつて、一日三時間の睡眠以外は夢中で受験勉強に集中しました。

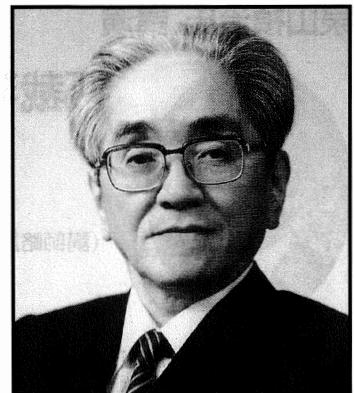
人間の運命はわからないもので、高等文官司法試験（現在の司法試験に該当）の憲法の問題は、「憲法と死刑」について、また刑法の問題も「死刑」であつたなどの幸運に恵まれ、在学中の法律の単位を十二／十三単位しかとつていないので、司法試験に合格してしまつたのです。その結果、卒業と同時に司法修習生となり、二年の修習の後、昭和二十六年二十五歳で仙台弁護士を開業し、以来今年四月で満五十六年間弁護士を続けている

教育上の自治学を学びました。その他、東北学院大学の法学部創立に当たり、東北大OB教授の方々に御指導をいただきながら、一期生、二期生に非常勤講師として刑法を教えました。それ以外暫くこれと云つたこともなく過ごしてきましたが、百周年記念に当り、その記念事業としての五十周年記念に建てられた川内講堂と松下会館の大振りニューアルに当り建設委員会を嘱咐され、設計者や施行業者の決定、その契約などを担当させていただき、今やその工事もいよいよ着工となっています。

大学に入學してから六十一年、卒業してから五十八年、その間母校のためにも尽力できず、また学んだことを世のためにも十分いなくてすことも出来ませんでしたが、私の心中に、人間としての行き方を教えていただいた母校に対する感謝の念は今まで熱く残っております。

母校百周年に当り、今や私の在学中の法文学部の教育、研究なども全く違った内容や方法となっていますが、どうか後に続く有益な人材が多く出て、広くは人類のため、そして我国国民のために一隅を照らす様になることを願っております。

末筆ながら、在学中そして卒



鈴木祿彌先生を偲ぶ

立命館大学大学院法務研究科教授
大阪市立大学名誉教授

生 熊 長 幸
(昭和四十三年卒)

私たちが敬愛してやまない東北大学名誉教授・日本学士院会員鈴木祿彌先生は、昨年一二月二二日(金)二三時一〇分にご逝去された。先生は同月九日(土)朝、ご自宅でご気分が悪くなられたため、ご近所の医師の診察を受けられ、ご帰宅後、ベッドの上で意識を失われ、救急隊により仙台市立病院救命救急センターに搬送された。奥様鈴木ハツヨ先生の二週間にわたる懸命なご看病にもかかわらず、意識を回復されることなく、旅立たれました。元国際司法裁判所裁判官・日本学士院会員小田滋先生を葬儀委員長に、多くの方々のご参列の後一九六〇年三月まで、大阪市立大学法学部助教授として、谷口知平教授などとともに、研究・教育に尽力された。先生が生涯かけがえのない素晴らしい経歴に対する、先生は、前々月の一〇月に、中国社会科学院からの招聘によ

り六日間にわたり中国を訪問され、中国物權法草案について意見交換され、また前月十一月に東京での日本家族学会にも出席され、いらつしやつただけに、ご他界は余りにも突然のことであつた。

先生は、東京帝國大学法学部を一九四七年九月にご卒業され、引き続き、東京大学大学院法学部特別研究生として山田晟先生ののもとでドイツ法の研究を開始された。二年後には、大阪市立大学法文学部に赴任され、ドイツ語の授業に偉大な力を發揮された。先生の極めて斬新なご発想と軽妙洒脱な名講義に惹かれた学生は相当な数に上った。先生は、民法の全分野について、教授として赴任され、一九八七年三月まで二七年間にわたり、研究・教育に偉大な力を發揮された。先生の極めて斬新なご発想と軽妙洒脱な名講義に惹かれた学生は相当な数に上った。先生は、民法の全分野について、教授として赴任され、一九八七年三月まで二七年間にわたり、研究・教育に偉大な力を發揮された。先生の極めて斬新なご発想と軽妙洒脱な名講義に惹かれた学生は相当な数に上った。先生は、民法の全分野について、教授として赴任され、一九八七年三月まで二七年間にわたり、研究・教育に偉大な力を發揮さ

れられた。先生は、絶えず最新の、完璧な民法の体系書を、誇り高く

目指され、名著『物權法講義』五訂版(創文社)は、ご生前に校正がお済みであったが、間もなく公刊される予定である。

このような驚異的なご業績は、まさに神業に近いことであり、これは先生のとりわけ恵まれた才能と、たゆまざるご努力の結果であつたが、その裏には、奥

野・土地法・ドイツ法など極めて幅広いものであつた。著書の数だけでも驚異的なものがある。とりわけ著名なものとして

は、『居住権論』(一九五九年)、『ヴィアッカ・近世私法史』(一九六一年)、『物權法講義』(一九六六年)、『抵当制度の研

究』(一九六八年)、『借地法』(上)、『下』(一九七一年)、『根底当法概説』(一九七三年)などがあるほか、民法論文集として、『物權法の研究』(一九七六年)、

『借地借家法の研究IおよびII』(一九八四年)、『親族法・相続法の研究』(一九八九年)、『物的担保制度の分化』(一九九二年)、『物權変動と対抗問題』(一九九七年)、『物的担保制度をめぐる論集』(二〇〇〇年)を公刊された。

これらのご研究と平行して、先生は、民法の全分野について、同じスタイルで本格的体系書を書かれた最初の学者でもあられました。先生は、絶えず最新の、完璧な民法の体系書を、誇り高く

目指され、名著『物權法講義』五訂版(創文社)は、ご生前に校正がお済みであったが、間もなく公刊される予定である。

このような驚異的なご業績は、まさに神業に近いことであり、これは先生のとりわけ恵まれた才能と、たゆまざるご努力の結果であつたが、その裏には、奥

野・土地法・ドイツ法など極めて幅広いものであつた。著書の数だけでも驚異的なものがある。とりわけ著名なものとして

は、『居住権論』(一九五九年)、『ヴィアッカ・近世私法史』(一九六一年)、『物權法講義』(一九六六年)、『抵当制度の研

究』(一九六八年)には、日本東京での例会にご出席されるのを、大変楽しみにされていらつしゃつた。

先生は、このように大変名譽ある地位にいらっしゃつたにもかかわらず、時の政治権力にはも絶えず目を配られ、誠実に学者としての良心を貫かれてこられた。また、先生に接する方々には、分け隔てされることなく常に優しく応対されてこられた。

先生は、良きリベラリストの典型的でいらっしゃつたのである。

先生は、とにかく議論がお好きで、各種の研究会・学会はも

ちろんのこと、法制審議会などにも議論を求めて出かけられていました。

先生の旺盛な知的関心は、衰えることを知らなかつたのであるが、残念ながらお身体がこれに

いたつしまつたようにな思われる。先生は、良きリベラリストの典型的でいらっしゃつたのである

が、残念ながらお身体がこれに伴わなかつた。これからは、天

国で、我妻榮先生、谷口知平先生、山田晟先生、四宮和夫先生、幾代通先生などとご一緒に、才

氣溢れるご議論を、心ゆくまでお楽しみいただければと願わざるをえない。

鈴木祿彌先生、どうか安らかにお眠り下さい。

（一九九三年）などを受章され、

泉山禎治氏 講演



「裁判の独立を考える—裁判所の独立と裁判官の独立」

平成18年度第2回春季法学講演会より（6月9日 於東北大学法学部）

—本稿は講演内容を講師に要約して頂いたものです—

（講師略歴）八戸市出身。昭和34年東北大学法学部卒、同年司法試験合格。各地の地裁・家裁・高裁判事を経て、仙台地裁所長、仙台高裁判事（部総括・長官代行）を歴任、平成12年11月定年退官。13年1月仙台簡裁判事（司法行政掌理）、18年1月弁護士登録。

憲法七六条は、その一項で、すべて司法権は裁判所に属するものとし、三項で、裁判官は、良心に従い独立してその職權を行ひ、憲法と法律にのみ拘束されると規定しています。いうまでもなくこの規定は、近代民主主義国家制度の基本形態である三権分立の立場をとり、三権の相互抑制の下に司法権を裁判所のみに委ねるとともに、司法の担い手である裁判官の独立を保障するというもので、司法権の独立あるいは裁判官の独立（以下、「裁判の独立」といいます。）を高らかに謳い上げたものです。

ところが、今から約三五年ほど前に、裁判の独立をめぐつて極めて深刻な事態が生じたことがありました。宮本判事補再任拒否事件というものでした。事の発端は、当時、十年毎の再任期にあつた熊本地裁の宮本康昭判事補が、平和と民主主義、基本的人権の擁護を唱つた日本国憲法を護ることを目的として設立された若い法曹の団体である青年法律家協会（青法協）に所属していたことなどを理由として最高裁作成の再任名簿に登載されなかつた、つまり裁判官の再任を拒否されたというもので

昭和三十年代から四十年代にかけて、下級裁判所のみならず最高裁においても、労働公安事件で労働基本権や集会結社・表現の自由権、幸福追求権等憲法の保障する基本的人権を擁護する立場から多くの画期的判決がなされました。しかし、裁判官は偏向判決であるとして公然と攻撃されるようになつたことがあります。その主張するところは、青法協についていえば、青法協というのは左翼的法曹の団体であり、この団体に加入している裁判官が偏向判決をしているのであつて、裁判官に影響を与える青法協は裁判の独立を脅かす存在であり、司法の危機をもたらすものであるとして、加入裁判官を裁判所から排除すべきであるというものでした。そして、それに対する側からは、青法協はそのような団体ではなく、また、そうした批判は、裁判官の思想、信条、ひいては裁判官の身分保障を脅かすもので、査査権を与え、これを完全ならしめるために司法権の独立を保障しています。すなわち、違憲審査権を与え、これを完全ならしめることで司法権の独立を保障するための違憲審査権の行使こそが行政権、立法権の不当な権利行使に対しても、その職権を行う」としているのは、まさに右のように解すべきではないことになります。裁判官は、先に述べた立法権、行政権からの独立に加えて、これに類似する他の国家機関、例えば、国家機構の一つとしての裁判所からも独立も保障されなければならぬことになります。憲法七六条が、裁判官は「独立してその職権を行う」としているのは、まさに右のように解すべきであり、そのための身分保障を謳つてゐるのが七八条及び八〇条ということになります。裁判官の独立の意義を以上のように理解した上で、前記の司法の危機を考えてみましょう。

このように政治的、社会的情況の下で行われた宮本判事補再任拒否は、国民に大きな衝撃をもたらすものでした。この問題の背景としては、与えました。裁判所の内部でも意見が分かれただけではなく、憲法論議の中枢とする裁判所の抗議した現職裁判官が辞職したり、上司から青法協を脱退するように強く説得されてやむなく脱会するなどした結果、次第に物言わぬ裁判官が増えた。そこで、今日は、裁判の独立についてその概念と本来のな意義、内容を改めて考えてみると、わが国における裁判の独立の歴史を振り返り、司法権のそれであることもあります。ですが、司法の権能を全うさせるためには、立法権、行政権からも独立して裁判所の権能を行使する裁判官が独立して裁判を行うことの保障、すなわち裁判の独立なし裁判官の独立といふことが重要ということになります。そういうとすれば、裁判官は、先に述べた立法権、行政権からの独立に加えて、これに類似する他の国家機関、例えば、国家機構の一つとしての裁判所からも独立も保障されなければならぬことになります。憲法七六条が、裁判官は「独立してその職権を行う」としているのは、まさに右のように解すべきであり、そのための身分保障を謳つてゐるのが七八条及び八〇条ということになります。裁判官の独立の意義を以上のように理解した上で、前記の司法の危機を考えてみましょう。

偏重判決などと批判した勢力の論調は、前記のような裁判官の実に行使する裁判所にとって、行政、立法の両機関から完全に独立していることが当然の前提となつたのです。したがつて、司法権を現

の立法権や行政権からの独立と、や職業倫理に従い、法律と訴訟いうよりも、社会的勢力（例え資料に基づいて裁判しているのば、青法協）やジャーナリズムであり（例え、離婚を認めない宗教を信仰している裁判官も、独立を主張するものでした。しかししながら、「社会的勢力やジャーナリズムからの独立」というものは、前述した本来的意味における裁判の独立とは全く異なるものであるばかりなく、それからの独立とは一体何を指すのか不明であると言わざるを得ません。当時、青法協が政治的色彩を帯びた団体であるか否かについては評価の分かれることもあり（少なくとも政治団体ではなく、加入そのものが政治的活動とはいえないからであります）、裁判官がそのような団体に所属するか否かは当該裁判官の思想、信条の自由ひいては裁判官としての良心に関わる問題であつて、裁判官に対しても一定の思想や価値観を求め、あるいはこれを強制することは、むしろ憲法一九条の思想、良心の自由の保障に触れるものとして避けなければならないことと思われます。価値観の多様化している現在、裁判官の思想や人生観なども多様化していることは避けられません。価値観の多様化する中で、見解の分かれる問題についても、裁判官は良心

かしながら、「社会的勢力やジャーナリズムからの独立」というものは、前述した本来的意味における裁判の独立とは全く異なるものであるばかりなく、それからの独立とは一体何を指すのか不明であると言わざるを得ないでしょう。裁判への不服や批判は、具体的な裁判内容である判断に即してなされ、審級制によって是正されるべきものであります。

そこで、次に我が国の裁判の独立の歴史を簡単に概観して、今後、この問題を考える手掛かりにしたいと思います。憲法が変わったのに明治憲法当時から憲法の改正（実質は新憲法の制定）にもかかわらず裁判所を構成する裁判官に変動ではなく、その意味では戦前戦後を通じて裁判官そのものは同質と思われるからです。

憲法の改定（実質は新憲法の制定）にもかかわらず裁判所を構成する裁判官に変動ではなく、その意味では戦前戦後を通じて裁判官そのものは同質と思われる問題であつて、裁判官に対しても一定の思想や価値観を求め、あるいはこれを強制することは、むしろ憲法一九条の思想、良心の自由の保障に触れるものとして避けなければならないことと思われます。価値観の多様化している現在、裁判官の思想や人生観なども多様化していることは避けられません。価値観の多様化する中で、見解の分かれる問題についても、裁判官は良心

かしながら、「社会的勢力やジャーナリズムからの独立」というものは、前述した本来的意味における裁判の独立とは全く異なるものであるばかりなく、それからの独立とは一体何を指すのか不明であると言わざるを得ないでしょう。裁判への不服や批判は、具体的な裁判内容である判断に即してなされ、審級制によって是正されるべきものであります。

そこで、次に我が国の裁判の独立の歴史を簡単に概観して、今後、この問題を考える手掛かりにしたいと思います。憲法が変わったのに明治憲法当時から憲法の改正（実質は新憲法の制定）にもかかわらず裁判所を構成する裁判官に変動ではなく、その意味では戦前戦後を通じて裁判官そのものは同質と思われる問題であつて、裁判官に対しても一定の思想や価値観を求め、あるいはこれを強制することは、むしろ憲法一九条の思想、良心の自由の保障に触れるものとして避けなければならないことと思われます。価値観の多様化している現在、裁判官の思想や人生観なども多様化していることは避けられません。価値観の多様化する中で、見解の分かれる問題についても、裁判官は良心

かしながら、「社会的勢力やジャーナリズムからの独立」というものは、前述した本来的意味における裁判の独立とは全く異なるものであるばかりなく、それからの独立とは一体何を指すのか不明であると言わざるを得ないでしょう。裁判への不服や批判は、具体的な裁判内容である判断に即してなされ、審級制によって是正されるべきものであります。

そこで、次に我が国の裁判の独立の歴史を簡単に概観して、今後、この問題を考える手掛かりにしたいと思います。憲法が変わったのに明治憲法当時から憲法の改正（実質は新憲法の制定）にもかかわらず裁判所を構成する裁判官に変動ではなく、その意味では戦前戦後を通じて裁判官そのものは同質と思われる問題であつて、裁判官に対しても一定の思想や価値観を求め、あるいはこれを強制することは、むしろ憲法一九条の思想、良心の自由の保障に触れるものとして避けなければならないことと思われます。価値観の多様化している現在、裁判官の思想や人生観なども多様化していることは避けられません。価値観の多様化する中で、見解の分かれる問題についても、裁判官は良心

かしながら、「社会的勢力やジャーナリズムからの独立」というものは、前述した本来的意味における裁判の独立とは全く異なるものであるばかりなく、それからの独立とは一体何を指すのか不明であると言わざるを得ないでしょう。裁判への不服や批判は、具体的な裁判内容である判断に即してなされ、審級制によって是正されるべきものであります。

そこで、次に我が国の裁判の独立の歴史を簡単に概観して、今後、この問題を考える手掛かりにしたいと思います。憲法が変わったのに明治憲法当時から憲法の改正（実質は新憲法の制定）にもかかわらず裁判所を構成する裁判官に変動ではなく、その意味では戦前戦後を通じて裁判官そのものは同質と思われる問題であつて、裁判官に対しても一定の思想や価値観を求め、あるいはこれを強制することは、むしろ憲法一九条の思想、良心の自由の保障に触れるものとして避けなければならないことと思われます。価値観の多様化している現在、裁判官の思想や人生観なども多様化していることは避けられません。価値観の多様化する中で、見解の分かれる問題についても、裁判官は良心

かしながら、「社会的勢力やジャーナリズムからの独立」というものは、前述した本来的意味における裁判の独立とは全く異なるものであるばかりなく、それからの独立とは一体何を指すのか不明であると言わざるを得ないでしょう。裁判への不服や批判は、具体的な裁判内容である判断に即してなされ、審級制によって是正されるべきものであります。

そこで、次に我が国の裁判の独立の歴史を簡単に概観して、今後、この問題を考える手掛かりにしたいと思います。憲法が変わったのに明治憲法当時から憲法の改正（実質は新憲法の制定）にもかかわらず裁判所を構成する裁判官に変動ではなく、その意味では戦前戦後を通じて裁判官そのものは同質と思われる問題であつて、裁判官に対しても一定の思想や価値観を求め、あるいはこれを強制することは、むしろ憲法一九条の思想、良心の自由の保障に触れるものとして避けなければならないことと思われます。価値観の多様化している現在、裁判官の思想や人生観なども多様化していることは避けられません。価値観の多様化する中で、見解の分かれる問題についても、裁判官は良心

かしながら、「社会的勢力やジャーナリズムからの独立」というものは、前述した本来的意味における裁判の独立とは全く異なるものであるばかりなく、それからの独立とは一体何を指すのか不明であると言わざるを得ないでしょう。裁判への不服や批判は、具体的な裁判内容である判断に即してなされ、審級制によって是正されるべきものであります。

そこで、次に我が国の裁判の独立の歴史を簡単に概観して、今後、この問題を考える手掛かりにしたいと思います。憲法が変わったのに明治憲法当時から憲法の改正（実質は新憲法の制定）にもかかわらず裁判所を構成する裁判官に変動ではなく、その意味では戦前戦後を通じて裁判官そのものは同質と思われる問題であつて、裁判官に対しても一定の思想や価値観を求め、あるいはこれを強制することは、むしろ憲法一九条の思想、良心の自由の保障に触れるものとして避けなければならないことと思われます。価値観の多様化している現在、裁判官の思想や人生観なども多様化していることは避けられません。価値観の多様化する中で、見解の分かれる問題についても、裁判官は良心

かしながら、「社会的勢力やジャーナリズムからの独立」というものは、前述した本来的意味における裁判の独立とは全く異なるものであるばかりなく、それからの独立とは一体何を指すのか不明であると言わざるを得ないでしょう。裁判への不服や批判は、具体的な裁判内容である判断に即してなされ、審級制によって是正されるべきものであります。

裁側から司法権の独立を侵害するとして抗議がなされ、世論やマスコミの圧倒的な支持を得てこの論争は終息しました。この際、最高裁が「司法権の独立」の本質的な意味を明らかにしなかつたことから、後に司法部内での裁判への干渉という問題を残す結果となりました。

次いで立法府による司法権への干渉として問題となつたものに吹田黙祷事件があります。この事件は、大阪地裁に係属していた騒擾事件の公判期日に、多数の被告人及び傍聴人がした朝鮮戦争休戦成立への拍手を裁判長が制止しなかつたという訴訟で、衆議院法務委員会や裁判官訴追委員会が裁判長に面会や証人喚問等を指揮の在り方について、衆議院法務委員会や裁判官訴追委員会が裁判長から裁判所長が制止しなかつたというものでした。これに対し、最高裁は、訴追委員会が現に係属中の事件に追及するのではなくないと申し入れました。ついで調査するのは裁判の独立を侵害するおそれがあるから好ましくないなどと申し入れました

が、それと同時に、裁判官会議を開いて、裁判長の措置を批判する決議をして各裁判所に通達を発しました。最高裁判所に通達を發した対応は、裁判所の外のこうした対応は、裁判所の外の本質的な意味を明らかにしなかつたことから、後に司法部内での裁判への干渉という問題を残す結果となりました。

事件に関する見解として、裁判所の外の方法を許さないというのが司法権の独立であり、裁判官の身分が保障されている所以であると述べていますが、最高裁判長は一貫していないように思われます。

(四)以上のほか、裁判所長が係属中の事件について、裁判長に書簡を送つて裁判内容に介入したいわゆる平賀書簡問題や、「裁判官は体制的でなければならぬ」と言つた下田発言問題など

の是正は各裁判官個々の判断に任されるべきことであつて、最高裁判官の青法協加入の問題は、結局、モラルの問題であり、その裁判官は他からの干渉に対して人間的に弱いものとして考えるべきではないかということです。本来、裁判官はいかなる干渉にも毅然として立ち向かうとする疑念を抱かせるものだと論じているのは、一般的な国民の声を代表するものではなかつたかと思われます。

四 おわりに

以上、わが国の裁判の独立をめぐるエポックメークィングな事例をいくつか取り上げて、その歴史的意義と問題点を指摘して参りました。いわば、裁判のため、政治的な利害得失を超えた個々の裁判官の独立を護つてやらなければなりません。裁判所は、裁判官の裁判の独立の苦衷を察することができます。したがって、第二として、それ故にこそ、裁判所は、そう補再任拒否当時の朝日新聞を、この際、改めて考えてみる必要があると思われます。

以上

祝
辞

平成十八年度卒業生に贈る

同窓会理事
宮城県副知事

三 浦 秀一
(昭和四十七年卒)

〔祝辞〕

—

十八年度法学部・大学院卒業・終了式が三月二七日仙台国際ホテルで行われ、同窓会役員七名が出席して後輩(学部卒業一六六名、大学院修了二四名)の門出を祝いました。会場には美しい晴着や古式ゆかしい羽織袴姿の女子学生も目立ち、華やかな雰囲気に包まれました。

成績優秀者十五名に法学会賞

が授与された後、祝賀会に移り、稻葉馨法学部長・同窓会長が挨拶し、プロ野球の前巨人軍桑田真澄投手が「一度限りの人生なので、最後まで夢に挑戦したい」と言つてアメリカの大リーグに行つたことを例に引きながら、「人生とは自分探しをするといふこと、自分とは何か、自分らしさとは何かを常に念頭に置きながら、あらゆる苦労を乗り越えて自己の実現を目指してほしい」と激励されました。

次に同窓会を代表して三浦秀一理事が祝辞を述べました。

十八年度法学部・大学院卒業・終了式が三月二七日仙台国際ホテルで行われ、同窓会役員七名が出席して後輩(学部卒業一六六名、大学院修了二四名)の門出を祝いました。会場には美しい晴着や古式ゆかしい羽織袴姿の女子学生も目立ち、華やかな雰囲気に包まれました。成績優秀者十五名に法学会賞

が授与された後、祝賀会に移り、稻葉馨法学部長・同窓会長が挨拶し、プロ野球の前巨人軍桑田真澄投手が「一度限りの人生なので、最後まで夢に挑戦したい」と言つてアメリカの大リーグに行つたことを例に引きながら、「人生とは自分探しをするといふこと、自分とは何か、自分らしさとは何かを常に念頭に置きながら、あらゆる苦労を乗り越えて自己の実現を目指してほしい」と激励されました。

次に同窓会を代表して三浦秀一理事が祝辞を述べました。

十八年度法学部・大学院卒業・終了式が三月二七日仙台国際ホテルで行われ、同窓会役員七名が出席して後輩(学部卒業一六六名、大学院修了二四名)の門出を祝いました。会場には美しい晴着や古式ゆかしい羽織袴姿の女子学生も目立ち、華やかな雰囲気に包まれました。

成績優秀者十五名に法学会賞

が授与された後、祝賀会に移り、稻葉馨法学部長・同窓会長が挨拶し、プロ野球の前巨人軍桑田真澄投手が「一度限りの人生なので、最後まで夢に挑戦したい」と言つてアメリカの大リーグに行つたことを例に引きながら、「人生とは自分探しをするといふこと、自分とは何か、自分らしさとは何かを常に念頭に置きながら、あらゆる苦労を乗り越えて自己の実現を目指してほしい」と激励されました。

次に同窓会を代表して三浦秀一理事が祝辞を述べました。



平成19年5月末現在の会員構成(概数)

① 通 常 会 会 員	8,467名
② 学 生 会 会 員	943名
③ 特 別 会 会 員	32名
④ 不 明 会 会 員	4,135名
⑤ 逝 去 会 会 員	2,461名
計	16,038名

さんがあなたの人生を祝福する。あなたがこれから様々な場面で出会うであろう先輩、同僚、そして後輩を大切にして頂きたいということです。入院後の右も左も分からぬ私を豊富な知識・経験と大きな包容力で導き育てくれたのは、諸先輩であります。

また、辛く苦しいときに適切な助言や励ましをくれ、嬉しいときには共に喜んでくれたのは同僚や後輩の方々です。人生は長いですが、人との出会いは限られています。だからこそ、同窓という縛を大切にすることが将来の皆さんの大いな力になります。

本日、卒業という良き日を迎えた喜びは皆さんのたゆまぬ努力の結果であることは勿論ですが、同時にこれまで見守つてくれた保護者の方々をはじめ、諸先生方、そして友人など、多くの方々の支えがあつたからに他ならないことも忘れてはならないことだと思います。

稻葉馨法学部長・同窓会長が挨拶し、プロ野球の前巨人軍桑田真澄投手が「一度限りの人生なので、最後まで夢に挑戦したい」と言つてアメリカの大リーグに行つたことを例に引きながら、「人生とは自分探しをするといふこと、自分とは何か、自分らしさとは何かを常に念頭に置きながら、あらゆる苦労を乗り越えて自己の実現を目指してほしい」と激励されました。

既に卒業時の年齢の一・五倍の時間をこの世界で生きていることになります。この経験と反省

さんがこれから様々な場面で出会うであろう先輩、同僚、そして後輩を大切にして頂きたいということです。入院後の右も左も分からぬ私を豊富な知識・経験と大きな包容力で導き育ててくれたのは、諸先輩であります。

また、辛く苦しいときに適切な助言や励ましをくれ、嬉しいときには共に喜んでくれたのは同僚や後輩の方々です。人生は長いですが、人との出会いは限られています。だからこそ、同窓という縛を大切にすることが将来の皆さんの大いな力になります。

本日、卒業という良き日を迎えた喜びは皆さんのたゆまぬ努力の結果であることは勿論ですが、同時にこれまで見守つてくれた保護者の方々をはじめ、諸先生方、そして友人など、多くの方々の支えがあつたからに他ならないことも忘れてはならないことだと思います。

稻葉馨法学部長・同窓会長が挨拶し、プロ野球の前巨人軍桑田真澄投手が「一度限りの人生なので、最後まで夢に挑戦したい」と言つてアメリカの大リーグに行つたことを例に引きながら、「人生とは自分探しをするといふこと、自分とは何か、自分らしさとは何かを常に念頭に置きながら、あらゆる苦労を乗り越えて自己の実現を目指してほしい」と激励されました。

既に卒業時の年齢の一・五倍の時間をこの世界で生きていることになります。この経験と反省

連載

先生の研究紹介

研究室から



東北大学大学院法学研究科

河上正二

民法を担当している河上です。広中俊雄先生の御退官の後を受けて東北大にやつてきました。早いもので、こちらに来て、もう一七年になります。

私が研究を始めたのは一九七〇年代の半ばでした。ドイツの「約款規制法」ができたのが一九七六年で、イギリスの「不公平契約条項法」ができたのが一九七七年ですから、そうした契約の適正化に向けた立法への動機が諸外国で非常に盛んに行われている時期に、民法研究の世界に飛び込んだことになります。個人的には、民法というのによく解らない法分野の一つで、どちらかというと苦手でした。中でも、一番わかりにくかった約定担保について、とにかくもう少し勉強してみたいという気持ちで、大学院に進学したのです。当初から、実務家になるほどの勇気はありませんでしたし、かといって研究者としてやつてな「ひな型」を写し取ったもの

いける能力が自分にあるとも思えませんでしたから、恥ずかしながら具体的な目標はありませんでした。ただ、資料室を歩き回って文献を読み漁つて、じつくり考えてみると、どうやら自分の性格に向いているようだとは思いましたから、進学の動機は、本当に単純な知的好奇心だけでした。体制が不十分なまま研究を始めたので、最初は、教養部時代に、外国语の勉強をもう少し真面目にやつておけばよかつたと後悔したものです。

当時は、銀行取引約定書の担保条項を中心にしておけば、い、実際に、代理受領や振込指定、代物弁済予約の仮登記、期間の利益喪失約款と相殺の担保的機能などの機能を分析する作業にかかったのですが、やり始めるに、そもそも約定担保に関する実態的な問題以前に、どうしてこんな条項群が契約内容として合意されているのかといふ

後知恵になりますが、いまから考えると、私はどうも人間の「意志」のありようというか、その認知力・理解力・判断力の限界と、意思の持つ法的役割に対する実態的な問題以前に、どうしてこんな条項群が契約内容として合意されているのかといふ

ことが気になつて仕方ありませんでした。銀行取引約定書は、全国銀行協会がつくった一方の勇気はありませんでしたし、かといって研究者としてやつてな「ひな型」を写し取ったもの

でした。気をつけてみると、せんでした。気をつけてみると、私達の身の回りには、ホテル宿泊約款、パーキングチケット、クリーニング伝票、写真の現像など、ながら具体的な目標はありませんでした。ただ、資料室を歩き回って文献を読み漁つて、じつくり考えてみると、どうやら自分の性格に向いているようだとは思いましたから、進学の動機は、本当に単純な知的好奇心だけでした。体制が不十分なまま研究を始めたので、最初は、教養部時代に、外国语の勉強をもう少し真面目にやつておけばよかつたと後悔したものでした。

当時は、銀行取引約定書の担保条項を中心にしておけば、い、実際に、代理受領や振込指定、代物弁済予約の仮登記、期間の利益喪失約款と相殺の担保的機能などの機能を分析する作業にかかったのですが、やり始めるに、そもそも約定担保に関する実態的な問題以前に、どうしてこんな条項群が契約内容として合意されているのかといふ

後知恵になりますが、いまから考えると、私はどうも人間の「意志」のありようというか、その認知力・理解力・判断力の限界と、意思の持つ法的役割に対する実態的な問題以前に、どうしてこんな条項群が契約内容として合意されているのかといふ

ことが気になつて仕方ありませんでした。銀行取引約定書は、全国銀行協会がつくった一方の勇気はありませんでしたし、かといって研究者としてやつてな「ひな型」を写し取ったもの

でした。気をつけてみると、せんでした。気をつけてみると、私達の身の回りには、ホテル宿泊約款、パーキングチケット、クリーニング伝票、写真の現像など、ながら具体的な目標はありませんでした。ただ、資料室を歩き回って文献を読み漁つて、じつくり考えてみると、どうやら自分の性格に向いているようだとは思いましたから、進学の動機は、本当に単純な知的好奇心だけでした。体制が不十分なまま研究を始めたので、最初は、教養部時代に、外国语の勉強をもう少し真面目にやつておけばよかつたと後悔したものでした。

当時は、銀行取引約定書の担保条項を中心にしておけば、い、実際に、代理受領や振込指定、代物弁済予約の仮登記、期間の利益喪失約款と相殺の担保的機能などの機能を分析する作業にかかったのですが、やり始めるに、そもそも約定担保に関する実態的な問題以前に、どうしてこんな条項群が契約内容として合意されているのかといふ

後知恵になりますが、いまから考えると、私はどうも人間の「意志」のありようというか、その認知力・理解力・判断力の限界と、意思の持つ法的役割に対する実態的な問題以前に、どうしてこんな条項群が契約内容として合意されているのかといふ

ことが気になつて仕方ありませんでした。銀行取引約定書は、全国銀行協会がつくった一方の勇気はありませんでしたし、かといって研究者としてやつてな「ひな型」を写し取ったもの

でした。気をつけてみると、せんでした。気をつけてみると、私達の身の回りには、ホテル宿泊約款、パーキングチケット、クリーニング伝票、写真の現像など、ながら具体的な目標はありませんでした。ただ、資料室を歩き回って文献を読み漁つて、じつくり考えてみると、どうやら自分の性格に向いているようだとは思いましたから、進学の動機は、本当に単純な知的好奇心だけでした。体制が不十分なまま研究を始めたので、最初は、教養部時代に、外国语の勉強をもう少し真面目にやつておけばよかつたと後悔したものでした。

当時は、銀行取引約定書の担保条項を中心にしておけば、い、実際に、代理受領や振込指定、代物弁済予約の仮登記、期間の利益喪失約款と相殺の担保的機能などの機能を分析する作業にかかったのですが、やり始めるに、そもそも約定担保に関する実態的な問題以前に、どうしてこんな条項群が契約内容として合意されているのかといふ

ことが気になつて仕方ありませんでした。銀行取引約定書は、全国銀行協会がつくった一方の勇気はありませんでしたし、かといって研究者としてやつてな「ひな型」を写し取ったもの

合理性が吟味される段階という三つの段階で、さまざまな民法の従来の制度がどの程度使われるものか、あるいは、民法の法理がどの程度まで変容を必要としているのかということを総点検しようというのが目的だったのです。

その後、現代型の契約全般にかかる研究をつづけて、今日に至っています。

特に、一九九〇年代後半は、高齢化社会に対応すべく、介護保険法の抜本的改正が計画され、そこで、「措置から契約へ」というスローガンのもとで、制度改革の動きが活発化してしまったので、当然ながら、契約主体となる介護給付の受け手である高齢者の判断力支援も重要な課題となりました。また、契約的保護の底上げも必要となりましたので、これに対する対応もしなければなりません。二〇〇〇年から動き出した成年後見法と消費者契約法は、介護保険制度改革と三位一体の立法課題でしたから、私もその立法準備作業にずいぶん時間を割くことになりました。

消費者契約法にかかる審議会の内容がほぼ固まつた時点では、私はドイツに留学する機会を持ちました。私の留学は、様々な事情から遅れに遅れて、四十年半ばに入つてからでした。若い時代なら、記憶力も適応能力も

まだ少しはあつたろうにと思いながら、既に手遅れでした。フランスフルトに降り立った時に、私は自分が日常生活の面で三重苦の状態にあることを痛感させられました。しかし、歳相応に、自分のスタンスが決まつていますので、環境に翻弄されることが多いことが少ないというメリットもありました。周囲の方々にも、大変親切にしていただいて、それなりに楽しい研究生生活を過ごさせていただきました。同時に、留学生の気持ちも少しあわかるようになりました。周囲の方々にも、家達の議論から連綿と受け継がれて、彫琢されてきた「文化財」規定が、遙か古代ローマの法律解釈学にどっぷり浸かつていて、現行法の解釈や操作を通じて、現代社会の法律問題を解明することにのみ自分の研究の場を見いだしていました。なるほど、建前として、法の歴史的研究や思想史的研究の重要性を認識してはいましたし、ある種の憧憬のようなものをもつてはいたのですが、現実の作業とはかけ離れた彼岸の問題のようにも感じて、そのことに情熱を傾ける気にはなれなかつたというのになりました。

留学先であるドイツのゲッティンゲン大学で私を迎えてくれたのが、『近世私法史』で著名なヴィンツィカーの高弟O・ベーレンツ教授とM・ディーセルホルスト教授であつたことは、いやが上にも法の歴史に私の目を向けさせた結果になりました。日本民法の範ともなつたドイツ法の世界で、民法典が施行される一九〇〇年までローマ法がまさに現行法として通用していたという周知の事実が、すとんと腑に落ちました。そうなると、ヨーロッパ法を継承した日本民法典の諸規定が、遙か古代ローマの法律のための闘争や「ローマ法の精神」、「法における目的」について思索をめぐらし、「契約締結上の過失」についての論文を書いたに違ひありません。深夜、誰もいなくなつた研究所で、一人イエーリングの書机に向かつて、五十の手習いにも似た作業をしながら、私は、二十代に研究生活に入った頃と同じよろうな感覚を不思議な思いで体験しました。恥ずかしながら、わくわく致しました。結局できることは多くありませんし、さしあげでもないのですが、なぜか自分が足下が自由になつたよう気がしました。

日本に戻つた私は、再び教壇から学生達に民法を教えながら、法の操作にとどまらない民法の奥行きを、少しでも語りかけるべきが、学生には、縦横の広がりの中でもつともっと柔軟な法的思考力を身につけて欲しいと願う趣味に走つた『歴史の中の民法』(日評、二〇〇一年)という本の公刊につながりました。とはいえ、帰国後の毎日は戦争のよ

した形跡がありました。滑りの悪い薄いひきだしを指さしながら、ベーレンツ教授は、「これで向かって、古代ローマの法学を引くと良い智慧が浮かぶんだ」と笑つて教えてくれたものでした。イエーリングは、この機会で、民法典が施行される一九〇〇年までローマ法がまさに現行法として通用していたという周知の事実が、すとんと腑に落ちました。そこまで、研究・教育どころではあります。「何のために」と者達と対話し、悩みながら「権利のための闘争」や「ローマ法の精神」、「法における目的」について思索をめぐらし、「契約締結上の過失」についての論文を書いたに違ひありません。深夜、誰もいなくなつた研究所で、一人イエーリングの書机に向かつて、五十の手習いにも似た作業をしながら、私は、二十代に研究生活に入った頃と同じよろうな感覚を不思議な思いで体験しました。恥ずかしながら、わくわく致しました。結局できることは多くありませんし、さしあげでもないのですが、なぜか自分が足下が自由になつたよう気がしました。

新たに設置された法科大学院では、学部生以上に追いつめられでもないのでですが、なぜか自分が足下が自由になつたよう気がしました。その後も、連載を続けて今年の三月で、総則部分がやつと完結しました。

新たに設置された法科大学院では、学部生以上に追いつめられてもちで、院生達が法曹になるための勉強に取り組んでいます。世界的規模で進行していく民法ルールの変動を見るつけ、学生には、縦横の広がりの中でもつともっと柔軟な法的思考力を身につけて欲しいと願うこの頃です。

新連載

模擬裁判は誰のため

模擬裁判は誰のためにあるのか



第五十五回東北大学法学部模擬裁判実行委員会

委員長 塚田史揚

タイムリーな社会問題を取り上げ、より市民の皆様に理解を深めて頂こうと努力して参りました。

第五十五回の公演は少年非行問題を取り上げ、現在社会風潮

私たち模擬裁判実行委員会は社会問題の中から一つテーマを取り上げ、そのテーマに基づいた模擬裁判劇を作成・発表すること、市民の皆様に裁判という形を知って頂くことを目的として活動しております。私たちが公演することで、違う世界のものと思われるがちである裁判が身近なものであり、敷居が高いものではないということを知つて頂き、取り上げた社会的テーマに対して興味・関心を深めて頂きたいと思っております。

した。

第五十五回の公演は少年非行問題を取り上げ、現在社会風潮

としてある厳罰化の流れに一石を投じようと思いつけてまいりました。実際に少年院などに行きました。現状を見ることを積極的に行って、市民の方々にあまり知られていない実情を伝え、社会や被害者そして加害少年自身にとってどうするか。もしそれに終始して活動を行つていくべきなのでしょうか。もしそれに終始するのであれば法律を学んでいる段階でありますかをもう一度立ち止まって考えてきつかけを今回の公演を通して提供できたのではないかと考えております。

第五十五回の公演に際し教授及び関係各方面、先輩諸兄をはじめとして多くの方々のご支援を賜りま

したことをこの場を借りて厚く御礼申し上げます。また今年の模擬裁判公演は川内記念講堂の改修工事の関係で仙台市民会館において公演することとなつており、それに際して例年にも増

私たちは総勢で六十一名おり、一人一人が様々な個性を持ち、なかなか結論が出ず夜中まで議論が続くことが何度かありました。しかしそうして苦労した分より自分たちの納得のいくものを作り上げることができ、私自身も委員長を務めさせて頂いたことを大変意義深い経験ができたと考へております。結果として千四十五名という大変多くのお客様に見て頂くことができ、私たち自身も盛大な拍手を頂き大きな感動を得ることが出来ました。

多くのお客様に見て頂けたと

いうことで裁判について知つて頂くという目的を少なからず達成できたとは考へておりますが、私たちはそれのみに終始して活動を行つていくべきなのでしょうか。

最後になりましたが、第五十

回の公演に際し教授及び関係

各方面、先輩諸兄をはじめとして多くの方々のご支援を賜りま

したことをこの場を借りて厚く御礼申し上げます。また今年の模擬裁判公演は川内記念講堂の改修工事の関係で仙台市民会館において公演することとなつており、それに際して例年にも増

私たち自身が「本当にこの公演を満足して終えることが出来た」

「模擬裁判をやつてよかつた」と考へることも私は大事である

と考へます。そしてそれは強制

されて一つになるという形ではなく、夫々の個性を生かし尊重

をするという形をもつて本当の意味での一つにまとまるという

ことになるのではないでしょ

うか。私は学生時代最後のこの大

学生時代に模擬裁判という形で

一つのことにつ打ち込むことがで

き、本当によかつたと思つてお

ります。

十九年度同窓会 総会のご案内

1. 日時

11月16日(金)

十八時より

(第1部) 総会
(第2部) 懇親会

(今年は宮城支部総会と同時に開催になります)

（住所）仙台市青葉区本町

（電話）○二二一-一二四一三二二一

2. 会場

「ホテル法華クラブ仙台」

（第1部）懇親会

3. 会費

○二二一-一二四一三二二一

2-11-30

4. 出席される方は同窓会事務局まで氏名・卒年をご連絡下さい。

5. ○〇〇円

私は模擬裁判の活動は私達学生が法律のみならず、様々なことを学ぶ機会であるという側面

援助して頂いたことも重ねて厚く御礼申し上げます。今年は裁判員制度をテーマとして十月二十七日、二十八日に公演を致しました。是非ご来場頂き、私たちの後輩の雄姿を見て頂ければ幸いです。

皆様へ紹介したい「私の所感」その1



内久根 孝一

(昭和三十二年卒)

事務局から「趣味」について書けとのお達しであるが、私の場合は、趣味の「団碁」を「業」としてしまったので、「趣味」

の範疇を逸脱してかも知れない。だから広辞苑によれば趣味とは「専門家としてではなく、楽しみとしてする事柄」という。この業が楽しくてどうしようもないのだから広義の趣味と言つても許されるであろう。

只一方「法学部」の記念誌に「法」という字が一字も出て来ないようものを掲載する事に内心忸怩たるものがあるが、私に「法を語れ」と言われても無理な相談だ。

エイヤツという訳で。

私は平成十四年八月十日、六十七才の誕生日付けで「いざみ團碁ジャパン(有)」の初代社長に就任した。名前は出来たが、社員はまだいない。会社設立の諸手続を進める総務部長兼務であり、部屋の鍵の開け閉めをす

る警備員を兼務している。一人だから何でも出来る万能の社長である。只何でも一人でやらなければならぬのが難ではあるが。これが私の第二の人生のスタートであつたが、やる事のひとつひとつが全て自分のものである。「我物と思えば軽い傘の雪」。人生を自由自在に創造出来るこんな生き甲斐に充ちた樂しい事を何故もつと早く始めたのか。この気持は経験しない事のない人には絶対分からぬであろう。

一日一日、日が過ぎて行くのが本当に勿体ない。もつともつと生きたいのだ。

かつて私は前職「住友生命」の現役時代、業界紙の「あなた」の老後対策は」という特集がなされた時に、一行だけ「働き終

りばつかりですね」等という日未だに「神」の議論になつた事はない。ましてや平沢先生の所持になつて来た。定年起業で、人生がこんなに楽しいものならば、これを簡単に失なう訳には行かない。一日でも余計に生きたい。私は平沢先生にならない、就寝前に今日も一日生かしてもらつた「神への感謝」のしるしとして、一日千円(本当は一万円にしたいと思ったが、それは実際上無理だ)神に捧げる事に

「この人達が皆喜んで一日暮れに感謝するのだと」。当時私はまだ四十代の後半、無知な生意盛り、この世界的な大医学者が指一本判らないなんて等と不遜な感想を持ったものだ。所が私も高齢と言われる年になり、此の先何年かなんて考えるようになつて、改めて先生のお話が少しずつ理解出来るような気が持つになつて來た。定年起業で、人生がこんなに楽しいものならば、これを簡単に失なう訳には行かない。一日でも余計に生きたい。私は平沢先生にならない、就寝前に今日も一日生かしてもらつた「神への感謝」のしるしを作っているのが珍らしいから

質問の第一は「成功してますか」である。彼等の言う成功は「儲かっているか」と言う事だ

が、私世代の起業の成功は金のことより「喜び」が、どれだけ創造出来ているかではないか。

まつたのだろう。
平沢興先生(元京都大学総長)が、住友生命の社外役員をされていた頃、役員会の席上で、こんな話をされた事があった。

「私は長年医学の勉強をしていましたが、未だに指一本、(指)を立て動かしながらどうして動くのか、まして今日どうして

生きていられるのか、人間の生きていられるのか、人間の生きていられないのが難ではあるが。これが私の第二の人生のスタートであつたが、やる事のひとつひとつが全て自分のものである。「我物と思えば軽い傘の雪」。人生を自由自在に創造出来るこんな生き甲斐に充ちた樂しい事を何故もつと早く始めたのか。この気持は経験しない事のない人には絶対分からぬであろう。

皆、「金額」だけを問題にし、未だに「神」の議論になつた事はない。ましてや平沢先生の所持になつて来た。定年起業で、人生がこんなに楽しいものならば、これを簡単に失なう訳には行かない。一日でも余計に生きたい。私は平沢先生にならない、就寝前に今日も一日生かしてもらつた「神への感謝」のしるしとして、一日千円(本当は一万円にしたいと思ったが、それは実際上無理だ)神に捧げる事に

「君達の尺度で言えば不成功。でもよいか。彼女は私の碁で何十年も苦労して來たのだから。第一私がいなくなれば、神前のお金はどうするかは彼女次第だ。

只神様とカミさんが同格では罰が当る。配分率は下げないと。

彼等は不得要領で帰つて行く。

功観が違うのだよ

本が急速に高齢社会化している

或る時は入つて来るなり「年寄のを知らないのか、碁会所はそ

の縮図みたいなものだ。

「この人達が皆喜んで一日暮

を楽しんでいる。ここが大事な所だ」更に言えば、奥様達の喜びは今まで創造しているのだ。

皆、「主人在宅症候群」から救

われている。こんな喜びを独り占めしていくは勿体ない。誰かに伝えたい!これから団魂の世代が皆この様な起業(別に碁に限らない)をしたら、堺屋太一氏の言葉ではないが、「団魂の世代 黄金の十年」になるだろう。つい、年寄りにだけ話が行つてゐるうちに紙面が尽きてしまつた。

本当に碁をやらせたいのは子供達なのだ。

脳、精神の開発にこれ程よいものはないとと思う。

「団碁人生」の形成確立こそ今最も望まれるものだが。実は、これ拙著「超痛快!団碁人生」

のはしがきの一部である。文體が「法学部」の誌にそぐわない

のはその為である。御容赦を。

皆様へ紹介したい「私の所感」その2



ボウリングの魅力は？ ～文部科学大臣表彰を受賞して～

吉田几生

(32)

分の運動量に匹敵する。

(スポーツ医学 豊田章教授)

「ボウリングの魅力は何ですか？」メディアの取材で必ず問われる。「ストライクの快感で十本のピンが一瞬にして消えます。」あの心地よい音響とともに十本のピンが一瞬にして消えます。

レジャー白書によるとおよそ三千万人が参加する人気ナンバーワンのスポーツだ。三世代が楽しめる手軽にプレーできる全天候型の施設にインストラクターが常駐し、快適な環境で体力に合わせてゲーム数を調整することができ、ファミリースポーツ、コミュニケーションなど、生涯スポーツとしても最適である。ちなみにボウリング三ゲーム(三十分)を他のスポーツと比較するとサッカーは十八分、テニス二十分、ゴルフ三十三分、野球四十五分、バレーボール六十分、散歩八十

分の運動量に匹敵する。
七二〇〇年前の古代エジプトの古墳から木製のピンとボールが発見されている。中世のヨーロッパに於いて九ピンボウリングが宗教儀式として大流行したが、ガルールが異なっていた。十六世紀にその統一を図ったのが宗教改革で有名なマルチンルター

だった。十七世紀に新大陸アメリカに移住したオランダ人がボウリングを広め、のちにピンを十本とするテンピンボウリングが普及し、スポーツとして世界に広まった。

西村了プロは平成十五年の全日本選手権大会で三回連続パートナー、三ゲームのシリーズ小計九百点の大記録を達成してアマチュアの国際大会で

あるが技術で続けるのは難しい。なりトロフィーが増えました。

ボウリングの普及効率による表彰、そして調停委員功労による叙勲は望外のこと、私を支えて下さった方々との縁、ご指導の賜です。合掌。

英字新聞といわれたThe Nagasaki Shipping List and Advertiser第四号広告欄に「長崎広馬場ストリートにボウリング・サロン開場六月二十二日」といふ広告記事が掲載された。現在各種行事が行われるボウリングダ

日の由来である。

「手首に付けている用具は何ですか？」もよくある質問だ。

「あなた方はボウリング保存会の方ですか」と声を掛けられ返す言葉を失つたこと、又県体育協会加盟の陳情に会長の出張先まで夜間押し掛けたり言葉では言い尽くせない苦勞もありました

が、昭和六十二年沖縄国体にて正式参加を前提とした公開競技並べ直していたが昭和三十六年オートマチックピンセッターが設置されゲームの回転率が良くなつた。レーンを走るボール、

炸裂音、体感したことのないレジャー、タイミング、コントロールが定まる。

一閑話休題――事務局からボウリングについて寄稿の依頼がありました。昭和四十二年税理士事務所を開業、同年盛岡市内にボウリング場がオープンしました。研修会の帰りに誘われて足を運び一

回のS先生、多くの出会いがありました。常に感謝を忘れないように仕事以外にも地域社会とのかかわりを大切に歩みを進めて参りました。

病気のため二度休学、卒業して叶わなかつたものの熊谷岱蔵先生のおかげで健康を回復し、簿記を学んでいないことを承知で採用し指導して下さった税理士のS先生、多くの出会いがありました。常に感謝を忘れないように仕事以外にも地域社会とのかかわりを大切に歩みを進めて参りました。

ボウリングの普及効率による表彰、そして調停委員功労による叙勲は望外のこと、私を支えて下さった方々との縁、ご指導の賜です。合掌。

(岩手県ボウリング連盟会長)

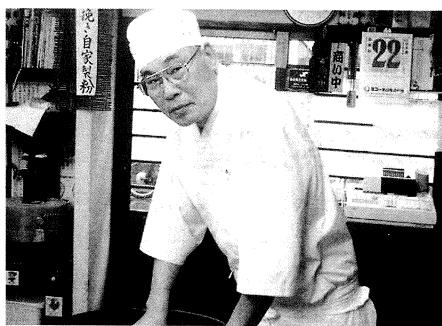
皆様へ紹介したい「私の所感」その3

「たかが蕎麦打ち、されど蕎麦打ち」

仙台簡裁民事調停委員

薄井泰一

(昭和四十年卒)



また道具は家庭の台所にある物で十分代用可能であり、極論すれば、そば粉だけあれば、誰でも自宅でそば打ちが出来る。そば粉に水を混ぜ、板状にのし、麺状に切って、一分位茹で、冷水で洗えば食べられる。慣れれば、そば粉がそばになり、胃に納まるまで三十分もあれば十分である。

そば打ちに関して「挽きたて、打ちたて、茹でたて」とか、「一鉢、二のし、三包丁」という言葉がある。前者はそばは生もの

自分で好みのそばを打ちたいと思ふのである。最初はたかがそば打ち、数か月で十分習得できると思っていた。そば打ちは極めて単純作業である。最低必要な物は、材料としてそば粉と水、道具は、打ち粉、切る時にはまな板・小捏ね鉢・打ち台・麵棒・包丁である。一般的には小麦粉が基本のつなぎ、そば粉の一種である。打ち板を使うが、無くても打てる。

自分で好みのそばを打ちたいと思ふのである。最初はたかがそば打ち、数か月で十分習得できると思っていた。そば打ちは極めて単純作業である。最低必要な物は、材料としてそば粉と水、道具は、打ち粉、切る時にはまな板・小

た均一の中で直角に切ることを言っている。

本で読んだり、他人のそば打ちを見ていると、極めて簡単に思えるのであるが、いざ、自分で行うと、なかなか思い通りにならない。

軒は「大和本草」の中で「冷麵を多食すれば諸病を発す」と

言っている。冷麵は体を冷やす

い一時である。

飲みながらのそば談議は、情報収集やストレス解消に欠かせない一時である。

交流と言えば、小学生の体験

思えるのであるが、いざ、自分で行うと、なかなか思い通りにならない。

そば粉は、品種・産地・製粉方法により多種多様な粉になり、加える水の量・タイミング・捏ね方も、その粉に合わせないと美味しいそばにならない。出来上がったそばの繋がり、味の良否の八割は、この段階で決まる

と言つても過言ではない。のし方、切り方も目指す麵線（麵の形状）により異なるし、茹で時間も、そば粉の種類、つなぎの有無・種類、加水量、麵線により三十秒から三分位までの巾がある。それらの一つが変わるとそばの味が変わるから不思議である。

貝原益軒がなんと言おうが、そばは低カロリーで、種々のビタミン・ミネラルを含み、特に多いルチンやコリンは動脈硬化や肝臓に薬効がある健康食となるようでは恥しくなる。「たかがそば打ち」と開き直り、気楽に、

一憂しているのは、技術の未熟さを、それらに責任転嫁している。益軒は「たかがそば打ち」の「そば打ち」は、手打ちそば教室、そば賞味会、各種イベントでの手打ちそば実演などに限り、サラリーマン時代には考えられなかつた人々との交流も広がつてゐる。仲間が集い、粉や打ち方、茹で方等を变了たそばを食べ比べては酒を

毎年秋に訪れるそば栽培農家の老婆さんがそば粉やつなぎ粉、鉢は台所のボール、包丁は菜切り包丁で無造作に打つ素朴なそばの味は忘れ難く、そば打ちの真髄を見る思いである。

材料や道具にこだわり、水の量も一cc単位で神経を使い、打ち上がつたそばの麵線に喜んでいた。そば粉を熱湯で捏ねた「そばがき」として食べられたが、江戸時代に麵状に作られ、急速に普及した。麵状にならなければ、落語の「時そば」も語られていなかつたであろう。江戸時代の儒学者貝原益軒は「そばを食べよう。明日も天氣は良さそうである。

本部だより

1. 同窓会運営の中期展望

同窓会事務局長

1. 最近の動向（会則に事業として明記されている会員名簿発行・会報発行や、総会・理事会など定例の行事を除き、その他の講演会・懇親会などをについて、代用特性などを参考にしながら、最近の動向を下記により見て行きたい。）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度予定
1)会則改訂	★総会決定				
①会員拡大		会費納入新入生:244名	215名	194名	217名
②定額会費制	(運営協力金:1156千円)	会費徴収総額:4924千円	4594千円	5942千円	6042千円
③名簿有料化	☆一部終身会員に無料配布				☆完全有料化
2)事業の計画化	★本格的な年間計画化				
①卒業祝賀会参加	祝辞:阿部常理事	高橋東北電力副社長	山口監事	三浦宮城県副知事	※14年度発足:祝辞上田監事
②秋季進路を考える集い	☆発足	☆継続	☆継続	☆継続	☆継続
③春季講演会			☆発足:樋口教授	☆泉山前仙台地裁所長	☆藤田弁護士
④学生自主活動支援	13年度:東北法学、14年度:法律相談所、模擬裁判、16年度:法社会学研究会、17年度:俱楽部国際法、以上5グループへ振興基金経由の支援継続				
⑤上記学生との懇談会				☆発足	☆継続
⑥学生への進路相談		☆発足・随時	☆継続	☆継続	☆継続
⑦新入生歓迎会参加					☆発足
3)体制整備	★常任理事会承認				
①本部事務局強化		☆専任OB三人体制・役割分担の明示			
②支部組織強化		☆宮城支部体制強化(会長人事・幹部会など)			☆広島支部発足:7/28
③ホームページ開設					☆4/2より稼動

2. 問題点の絞り込み／考察

- 平成15年の会則改正の狙いは、実質赤字運営を脱却し、黒字体質への転換にあった。平成18年度に実質黒字に転換出来たが、旧終身会員・新入学生的協力に負う所が大きい。特に、会費徴収金額(5,942千円)・人数(1,594名)共に過去最高を記録したが、会費徴収率は、全会員13,700名(逝去会員を除く)の11%であり、経済学部より低い。
- 会員名簿発行・会報発行・総会／理事会の開催等を定例化し、更に上記事業を遂行出来た。これは会員各位のご協力・法学部の応援・学生の理解のお陰であり、今後一層レベルアップを図るには、主に先生方・学生達との緊密な連携が欠かせない。
- 本年度以降の事業・財政の均衡を図るには、従来経験のない「名簿発行年度の黒字化」という関門が待ち構えている。鋭意実施中の①不明者一掃作戦、②広告・協賛開拓作戦、③名簿予約販売推進作戦…三作戦の成功、プラス「制作コストダウン」の達成が鍵だ。
- 平成15年度の会則改訂以降、様々な側面からの改善は進んではいるが、組織・体制の面は未だ未完成の点が多い。別掲「前年度の卒年別会費納入会員数」1～3位は、36・35・34年卒の萩原会・三神峰会・山王会が占めた。これらの「同期会活動」の中に、他の同期会を活性化し、4,342名の不明者を「正規の会員」に戻す「鍵」はないものか。

3. 今後の対応策

- 東北大學創立百周年記念・平成19年度法学部同窓会「会員名簿」発行のため全力投球。
 - ①不明者の一掃、連絡先の明確化など、見易さ・使い易さ=品質とコストダウンの確保。
 - ②8月末までに、広告・協賛申込、新名簿予約申込の急募！
- 法学部同窓会設立50周年(平成21年度)記念「会報36号」発行の準備開始。
 - ①現在の会報の増刷・増頁か、小冊子形式の文集か…
 - ②執筆者の範囲は、同窓会の役員・支部役員・同期会会长・特別会員・その他著名人。
- 上記①～⑦までの事業内容・開催についてのレベルアップ。

関係者による「事前準備の打合せ」・「開催終了後の反省会」の開催の励行。
- 来秋の同窓会役員改選時期(理事会・総会)までに、本部・支部共に体制の見直しを行う。特に、会員全員の協力の下「不明者一掃作戦」は日常的に推進出来る体制が必要。
- 「同期会」新設・継続奨励制度を作りたい。⇒会員各位の知恵・提案を求む！

知足の会・萌木会・さんさ会・山王会・三神峰会・萩原会・萩影会・39J・41J・42J・プラマイ会など、「同期会」は沢山あるはず。入学・卒業どちらでも結構。

2. 平成18年度収支決算(案)と平成19年度予算(案)

平成18年度は、後半に「19年度版名簿」関係の事務が集中いたしましたが、事業は無事予定通り遂行することができました。また収支において、会費のみで474,457円のプラスを実現することができました。これは、ここ数年来の特筆すべき成果であり、これまでにない1400名という多数の会員の皆様のご協力の賜物です。なかんずく「終身会員」の皆様の多大なご理解ご協力があってこそ良好決算であり、こころから感謝申し上げますとともに今後ともよろしくお願ひ申し上げます。平成19年度は、本学100周年の年にあたり当同窓会としてもこれに相応しい特別運営を予定いたしておりますが、特に「19年度版名簿発行」は最大の事業であります。17年度・18年度の良決算という土台の上にさらに財政基盤強化を図るべく、名簿発行による財政負担ができるだけ最小限にとどめるよう努力してまいりますが、会員の皆様には「名簿購入」「協賛金」「広告掲載」などでぜひご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

★収入の部

単位：円

項目	18年度予算	18年度決算	予算対比	19年度予算
1)会費等	5,400,000	5,942,500	542,500	6,042,500 (年会費・新入会員および通常会員)
2)利 息	2,100	3,397	1,297	3,000 (実績勘案)
3)広告料	0	0	0	1,700,000 (19年度版名簿広告代・協賛金)
4)雑収入	15,000	218,500	203,500	3,500,000 (19年度版名簿販売代金)
合 計	5,417,100	6,164,397	747,297	11,245,500

★支出の部

項目	18年度予算	18年度決算	予算対比	19年度予算
1)会議費	315,000	321,532	6,532	330,000 (前年並み)
2)事業費(名簿・会報発行他)	1,598,500	1,510,971	▲ 87,529	6,115,000 (進路を考える集いなど)
3)事務費(旅費・人件費他)	2,646,000	2,944,403	298,403	3,070,000 (実績勘案)
4)通信費(郵送料他)	715,000	692,084	▲ 22,916	720,000 (昨年並み)
5)振替手数料	85,000	220,950	135,950	190,000 (昨年並み)
合 計	5,359,500	5,689,940	330,440	10,425,000

★収支差額の部

項目	18年度予算	18年度決算	予算対比	19年度予算
1)期間収支差額	57,600	474,457	253,164	820,500
2)前期繰越金	17,595,695	—		18,070,152
3)次期繰越金		18,070,152		18,890,652 (見込み)

注：上記の収入、支出差額ともに(案)であり、夏の「理事会」秋の「総会」の承認を経て成立する予定です。

3. 19年度 法学部同窓会・全学同窓会 行事予定

(□内……東北大学全学同窓会主催創立100周年記念行事)

- 3月27日(火) 法学部卒業祝賀式（仙台国際ホテル）
同窓会代表祝辞 三浦秀一氏 (S47卒 宮城県副知事)
- 5月25日(金) 大学創立100周年記念
法学部主催・同窓会協賛「春季大講演会」(川内キャンパス・法学部)
講師：藤田紀子氏 (S43卒 弁護士・東北大学法科大学院教授)
演題：「女性法曹の奇跡」—女性弁護士として私の心掛けること、目指すこと—
- 7月6日(金) 学術振興基金理事会
学術振興基金・同窓会の会計監査
- 7月13日(金) 岩手支部 総会 (18:00～メトロポリタン盛岡)
- 7月20日(金) 同窓会報34号発行
- 7月28日(土) 広島支部 設立総会 (17:00～20:00 鯉城会館)
- 8月25日(土) 理事会 14:00～会議 於(片平キャンパス) 法科大学院
16:30～懇親会 於(片平キャンパス) 北門食堂
- 8月25～26日(日) 東北大学100周年記念まつり (片平キャンパス)
26日(日) 記念祝賀会(野外：片平キャンパス) 記念市民コンサート(宮城県民会館)
- 8月27日(月) 記念式典・懇親会(仙台国際センター)
- 9月1日(土) 祝賀会(東京)
- 9月8日(土) 祝賀会(大阪)
- 10月6～7日(日) ホームカミングデー
記念仙台セミナー、全学同窓会総会、大学訪問ツアーア、記念国際シンポジウム等

- 10月19日(金) シンポジウム「進路を考える集い」(16:30~ マルティメディア教育研究棟6F大ホール)
 10月26日(金) 福島支部 総会(18:00~杉妻会館)
 11月1日(木) 平成19年版法学部同窓会名簿 発刊
 11月9日(金) 東京支部会 総会(東京・学士会館)
 11月16日(金) 同窓会・宮城支部 合同総会(18:00~法華クラブ仙台)
 20年3月25日(火) 法学部卒業祝賀式

4. 法学部同窓会学術振興基金

〔平成18年度〕概況報告と新年度の展望

理事長 吉田正志
(昭和45年卒 法学部教授)

平成13年度より開始した「法学部同窓会学術振興基金」は、お陰様にて順調に6年目の運用を終了致しました。昨年度の概況についてご報告致します。

1. 継続実施中の学生自主活動への支援に関しては、①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ130千円の助成 ②「無料法律相談所」「模擬裁判」へ各々70千円の補助 ③「法社会学研究会」へ50千円の補助 ④「俱楽部国際法」に50千円の合計390千円の補助を行った。
2. 一昨年よりスタートした事前申請及学生の活動状況について「事前の懇談会」は昼食をとりながら行われ、支払った昼食代以上に、学生側からの情報による「新入生歓迎会」の実情把握という成果を得た。この情報により平成19年の「新入生歓迎会」は、同窓会の支援のみならず稻葉法学部長等教師サイドの参加の導火線ともなった。これに關しては学生の声を直接掲載したい。(後述)
上記「事前の懇談会」は同窓会の年間行事にも仲間入りし、平成19年度には5月10日午後5時より夕食会として再スタートを切った。
3. 7月7日の理事会、会計監査、7月9日の「申請採択連絡会議」定例化されており、特に学生側からの希望により、平成19年度からは、理事会決定事項をスピーディに伝え、承認された補助金もスピーディに学生側に渡る様に改善する。

法祭大実行委員長、副委員長からの挨拶

法祭大パーティーは、毎年本学部の自主ゼミに所属する2年生、3年生が主体となって新入生歓迎会を開催するもので、今年度も141ビル6階のホールを貸しきって盛大に行われました。

本パーティーは立食形式で行われ、新入生同士の新たな仲間を作り、また上級生と交流を持つてもらおうという趣旨の下に、様々な企画も実施されました。

パーティーの前には、今年度から本学部同窓会の方々による学生歌の齊唱も行われました。そして本学部長でいらっしゃる稻葉教授の乾杯の合図とともにパーティーが始まりました。

新入生は、皆々々、オードブルの料理やお菓子を食べながら同級生と本当に楽しそうにおしゃべりをしていましたし、また、グループを組んで行うbingoゲームも大変な盛り上がりをみせ、新入生同士の仲も深まっていたようでした。

こうして終始和やかな雰囲気でパーティーは無事終了致しました。

私は、本学部においてこのような学生主体の新歓行事が毎年行われ、受け継がれていくことはとてもいいことだと思います。また、このようなパーティーを主催する側として参加できたことを大変嬉しく思っております。

最後に、本年度は同窓会様よりご祝儀を賜りましたことにこの場をお借りして感謝申し上げます。

実行委員長 法学部3年 古郡賢大

本年も法祭大パーティーを無事に開催できたことに非常に感銘を受けております。これも東北大学法学部同窓会の皆様を初め、様々な方々のお陰であり、大変感謝しております。

さて、今年は初めて同窓会の方々のご参加、ご支援をもって当日を迎えることとなりました。本年のこの新たな試みは大きな意味を持つと感じます。このパーティーが法学部の教授や教務係の方々だけでなく、同窓会の方々の支援に支えられていくと考えますと、今後もとてもすばらしいものになると感じています。

私事になりますが、私は三年生としてこのパーティーを運営した立場であります。しかし、わずか二年前は参加する側の一年生であったことに驚きを覚えます。このような経験は何度も経験しておりますが、大学における二年間は他のそれとはまた違った意味を持っていると感じます。このような四年間の大学生活を有意義に過すための第一歩として、このパーティーが少しでも役割を果たしてくれれば幸いであると考えています。

実行副委員長 法学部3年 守田祐介



東京支部

尾 口 光 雄

平成十八年度の東京支部会総会は、平成十八年十一月十日（金）午後六時より学士会館に於いて、本部総会との合同総会の形式で開催された。出席者は、本部より、植木前同窓会長、及川本部事務局長、本部事務局の岡崎、酒井両氏、東京支部会会員、総勢約一〇〇名であった。

「開会挨拶」で、樋口副会長は、「レストラン等を『☆』（星印）の数でランク付けする“ミシュラン”のガイドブックで紹介された有名レストランと「☆」付いてないレストランでの体験・感想を例に、世間一般の

高くなる、「平成十八年十月二十日に開催された“旧制第二高等学校”の一〇〇周年記念同窓会」に出席された感想と、東北大学と旧

「開会挨拶」では、庄司会長は、「平成十八年十一月十日（金）午後六時より学士会館に於いて、本部総会との合同総会の形式で開催された。出席者は、本部より、植木前同窓会長、及川本部事務局長、本部事務局の岡崎、酒井両氏、東京支部会会員、総勢約一〇〇名であった。

（追記）庄司会長が会長挨拶で触れた、「旧制第二高等学校同窓会」は、卒業生の高齢化（最年少の会員で、七十五歳）に伴い、今回で終回となるとのことです。また、来年（平成十九年）の東京支部会は、平成十九年十一月九日（金）、学士会館で開催の予定。

（文責 事務局尾口）

支部だより

「ランク付け」の基準、特に“大學や学部のランク付け”基準等

に関連する、非常に深い洞察・感想・問題提起がなされた。樋

口副会長は、本総会出席のため、ヨーロッパから帰国された直後で、時差の影響が残っているにも拘わらず、非常に明快で格調

高く、クールな口調で話された。

（追記）庄司会長が会長挨拶で触れた、「旧制第二高等学校

同窓会長恒例の締めの工事が就任挨拶と“抱負”を披露し、東京支部会総会は終了、本

部総会、懇親会へと移行した。

大阪支部

土 谷 明

募金へ一層の協力をしよう”と、

例年同様、非常に“信念と情熱”が溢れる呼びかけをされた。

「会務報告」は、佐藤事務局

長から、「東京支部会の活動報告ならびに東京支部会が、現在検討している会員増加案の中間報告」が行われた。

引き続き、会計報告・役員人事案の承認があり、新しく事務局次長に選任され、初の“女性事務局次長”となった薬師寺理

事務局長恒例の締めの工事が就任挨拶と“抱負”を披露し、東京支部会総会は終了、本

部総会、懇親会へと移行しました。

来賓として大西副学長、稻葉学部長、及川事務局長の三名にご出席いただきました。

（追記）庄司会長が会長挨拶で触れた、「旧制第二高等学校同窓会」は、卒業生の高齢化（最年少の会員で、七十五歳）に伴い、今回で終回となるとのことです。また、来年（平成十九年）の東京支部会は、平成十九年十一月九日（金）、学士会館で開催の予定。

（文責 事務局尾口）



制高等学校の永年に亘った“誇るべき、素晴らしい関係”等に敷衍され、最後に“我らが誇る東北大学創立一〇〇周年記念

平成十九年一月二十四日、午後六時から同九時までの三時間、東北大學法学部大阪支部同窓会が開催されました。四十数名の

参加を得て、大正口マンの香りを色濃く残す“スープードライ

梅田）は、我々の青春の思い出に満ち溢れました。

大錦支部長の開会の挨拶から始まり、小林先輩の乾杯、そして出席者の近況報告、最後に山本元応援団長恒例の締めの工

事務局長恒例の締めの工事が就任挨拶と“抱負”を披露し、東京支部会総会は終了、本

部総会、懇親会へと移行しました。

来賓として大西副学長、稻葉学部長、及川事務局長の三名にご出席いただきました。

（追記）庄司会長が会長挨拶で触れた、「旧制第二高等学校同窓会」は、卒業生の高齢化（最年少の会員で、七十五歳）に伴い、今回で終回となるとのことです。また、来年（平成十九年）の東京支部会は、平成十九年十一月九日（金）、学士会館で開催の予定。

（文責 事務局尾口）

（追記）庄司会長が会長挨拶で触れた、「旧制第二高等学校同窓会」は、卒業生の高齢化（最年少の会員で、七十五歳）に伴い、今回で終回となるとのことです。また、来年（平成十九年）の東京支部会は、平成十九年十一月九日（金）、学士会館で開催の予定。

（文責 事務局尾口）

（追記）庄司会長が会長挨拶で触れた、「旧制第二高等学校同窓会」は、卒業生の高齢化（最年少の会員で、七十五歳）に伴い、今回で終回となるとのことです。また、来年（平成十九年）の東京支部会は、平成十九年十一月九日（金）、学士会館で開催の予定。

為に裁判官を辞めた新井さん、破産会社の管財人となつた玉越さんが、会社が飼つていた犬の世話をしている話、桂文珍の弟子をしていたという松井さん、

各人の、現在、そして、昔、が和気藹々の中で語り合われました。

学生時代を送った年代は様々ですが、多感な時代を、仙台という街で過ごした共通体験が、初めてあつた先輩、後輩との垣根を越えてしまします。懐かしい先生方、友人、居酒屋、街並み、皆が、一気に学生時代に戻れる機会です。

今後も毎年、楽しい会にしたいと思います。

なお、東北大学一〇〇周年記念の催しとして、八月二十五日、二十六日の片平一〇〇周年記念祭、二十六日の野外祝賀会（県民会館コンサート）、二十七日の仙台国際センターでの懇親会、そして、十月五日ないし七日のホームカミングデイと様々な行事が予定されているようです。是非、大阪からも大挙して仙台に押し掛けましょう。

平成十九年二月

東北大法部
土谷 明（四十二年入学）



福島支部

長の御両名のおいでをお迎え、佐藤宗光支部長（昭和二十六年卒）以下会員二十二名のご参集をいただき開催いたしました。

同窓生には福島県職員の方もおられ、昨年は全国的にも報道され、会員も発足当時の六十四名から現在は二百八十余名を数え、

福島支部は昭和四十二年六月に発足し、今年で四十年めを迎えております。活躍されております。

平成十八年度の支部総会は、

十月二十七日（金）午後六時より福島市において、昨年度に続き、本部より同窓会長でもある植木俊哉法務部長と及川行翁事務局

も知事の逮捕など、大きな衝撃が走った中での開催となりました。そうした中で、やはり県職員OBである佐藤支部長から、約半世紀前に当時の知事が「人は、君の座っている席に敬意を表しているのだ。決して忘れてはいけない」と語ったことなど、さながら昨日のことのように若かりし頃のエピソードなども語られ、人と人との血の通う県庁のあり方など、出席した後輩である県職員の同窓生も大いに感銘を受けてお聞きしました。

続いて、植木法務部長から最近の学部の様子や全学百周年の話題をお聞かせいただき、また及川事務局長から、同窓会の年間行事や同窓会名簿作成に当たつての事務局自らの「不明者」掲示戦などについて御説明をい

藤静雄（昭和二十九年卒）の御発声で乾杯を行い、懇親会に移りました。懇親会では、大学時代の思い出や近況を語り合う方々に発足し、今年で四十年めを迎えた地方公共団体発注の公共工事の談合事件があり、福島県でも知事の逮捕など、大きな衝撃が走った中での開催となりました。そうした中で、やはり県職員OBである佐藤支部長から、約半世紀前に当時の知事が「人は、君の座っている席に敬意を表しているのだ。決して忘れてはいけない」と語ったことなど、さながら昨日のことのように若かりし頃のエピソードなども語られ、人と人との血の通う県庁のあり方など、出席した後輩である県職員の同窓生も大いに感銘を受けてお聞きしました。

続けて、植木法務部長から最近の学部の様子や全学百周年の話題をお聞かせいただき、また及川事務局長から、同窓会の年間行事や同窓会名簿作成に当たつての事務局自らの「不明者」掲示戦などについて御説明をい

藤静雄（昭和二十九年卒）の御発声で乾杯を行い、懇親会に移りました。懇親会では、大学時代の思い出や近況を語り合う方

に発足し、今年で四十年めを迎えた地方公共団体発注の公共工事の談合事件があり、福島県でも知事の逮捕など、大きな衝撃が走った中での開催となりました。そうした中で、やはり県職員OBである佐藤支部長から、約半世紀前に当時の知事が「人は、君の座っている席に敬意を表しているのだ。決して忘れてはいけない」と語ったことなど、さながら昨日のことのように若かりし頃のエピソードなども語られ、人と人との血の通う県庁のあり方など、出席した後輩である県職員の同窓生も大いに感銘を受けてお聞きしました。

藤静雄（昭和二十九年卒）の御発声で乾杯を行い、懇親会に移りました。懇親会では、大学時代の思い出や近況を語り合う方

宮城支部

藤静雄（昭和二十九年卒）の御発声で乾杯を行い、懇親会に移りました。懇親会では、大学時代の思い出や近況を語り合う方

に発足し、今年で四十年めを迎えた地方公共団体発注の公共工事の談合事件があり、福島県でも知事の逮捕など、大きな衝撃が走った中での開催となりました。そうした中で、やはり県職員OBである佐藤支部長から、約半世紀前に当時の知事が「人は、君の座っている席に敬意を表しているのだ。決して忘れてはいけない」と語ったことなど、さながら昨日のことのように若かりし頃のエピソードなども語られ、人と人との血の通う県庁のあり方など、出席した後輩である県職員の同窓生も大いに感銘を受けてお聞きしました。

続けて、植木法務部長から最近の学部の様子や全学百周年の話題をお聞かせいただき、また及川事務局長から、同窓会の年間行事や同窓会名簿作成に当たつての事務局自らの「不明者」掲示戦などについて御説明をい

藤静雄（昭和二十九年卒）の御発声で乾杯を行い、懇親会に移りました。懇親会では、大学時代の思い出や近況を語り合う方

に発足し、今年で四十年めを迎えた地方公共団体発注の公共工事の談合事件があり、福島県でも知事の逮捕など、大きな衝撃が走った中での開催となりました。そうした中で、やはり県職員OBである佐藤支部長から、約半世紀前に当時の知事が「人は、君の座っている席に敬意を表しているのだ。決して忘れてはいけない」と語ったことなど、さながら昨日のことのように若かりし頃のエピソードなども語られ、人と人との血の通う県庁のあり方など、出席した後輩である県職員の同窓生も大いに感銘を受けてお聞きしました。

続けて、植木法務部長から最近の学部の様子や全学百周年の話題をお聞かせいただき、また及川事務局長から、同窓会の年間行事や同窓会名簿作成に当たつての事務局自らの「不明者」掲示戦などについて御説明をい



秀行、前田泰紀、和田義則の諸君であった。席上、来年三十五周年の日程と場所の審議がなされ、十月六日、七日、作並温泉での開催が決定した。また、次回の三十三回定例会は五月二十日(金)で決定をみた。団塊の際にいる仲間達である。これから少しづつこの輪が広がっていくだろう。

プラマイ会はS43年入学かS47年卒業の方なら誰でも入会できます。どうぞ世話人までコンタクトを願います。一緒に楽し^く、あの仙台を、今の仙台を語りませんか。

〈世話人 和田 S47卒
wadayos@uacavt.yokohama.ne.jp〉

(文責 和田 義則)
以上

東北芝蘭会

設立総会開催

同窓会報前号でも概略お知らせしておりますが、法学部女性卒業生の東北地区在住者をメンバーとする「東北芝蘭会」の設立総会が一八年十月二十日ホテル法華クラブ仙台にて開催されました。

東京地区では同様のOG会が、森伊都子弁護士(昭三四)を生みの親、厚谷襄児北海道大学名誉教授・弁護士(昭三二)と樋口陽一東北大・東京大学名誉教授(昭三二)を生みの父として昭和五九年頃より発足しております。会の名称は、當時、会の最年長者だった故有賀美智子さん(昭七)が、かつて故勝本正見先生から当時の女子学生の会について頂いた「芝蘭会」をお譲り頂いたものです。平成の年代になつてから法学部の女性卒業生が次第に増加し、東北地区でも約二七〇名を数えるまでになり、各界で幅広く活躍しています。そのような女性会員相互の親睦と交流を図ろうという趣旨から、東京地区に倣い「東北芝蘭会」を立ち上げようといふ声が上がり、実現するにいたりました。会の発足にあたっては各界の先輩方、特に宮城支部の各職域グループ世話役担当の皆さんに全面的に支援頂きました。

総会には官界(宮城県庁、仙台市役所)はじめ法曹界(弁護士)、実業界(東北電力・ユアテック他)で活躍している地元勢や秋田から駆けつけた会員など計二十三名、来賓として植木俊哉法学部長・同窓会長(当時)、

41J同期会

皆さん、初めてまして。私たちの会の様子をお伝えします。私

森伊都子弁護士(昭三四)を生みの親、厚谷襄児北海道大学名誉教授・弁護士(昭三二)と樋口陽一東北大・東京大学名誉教授(昭三二)を生みの父として昭和五九年頃より発足しておられます。会の名称は、「41J同期会」とあります。会の名称は、「41J同期会」とは、役員として次の方々が選出されました。(敬称略)

幹事 小林 弘美(昭六三)
副会長 佐藤 美子(昭五九)
山田 いづみ(平十二)
土橋 章子(平四)
山田 いづみ(平十二)
土橋 章子(平四)

顧問 植木 俊哉 法学部長・同窓会長(当時)
議事に次いで小島妙子弁護士(昭五一)による講演(テーマ「男女雇用均等法」)が行われました。その後、懇親会に移りましたが、熱気満々、話に花があり、閉会は延々十時近くになつてしましました。

この会の発足は、三年前の二〇〇四年十月でした。その前に○も、卒業して数年後、ほぼ似たようなメンバーで鬼怒川温泉に集まつたり、十年前には、樋口先生をお招きして、先生を開む会を銀座・数奇屋橋で開催したり(この時の様子は同窓会報に、この会の幹事役で現在JFEエンジニアリング株代表取締役社長の齊藤脩君が寄稿しています)、散發的には集まつていま

幸い、メンバーの居住地が、直接の被災地ではなかったので、翌日、何とか無事に帰宅出来ました。だが、その後は、お互い年賀状のやりとりぐらいでした。この会で、年に一度は幹事持ち回りで、一泊の集まりを持つことを決めました。また、関東還暦(定年)も近くなつて、余裕が出来、年賀状で再会を望む声も大きくなってきたので、湯浅潔、稲葉和彦の両君と私が

在住メンバーは、「関東支部会」と称し、その間、折々に飲み会やハイキングなど計画しよう、

ということになりました。

一昨年の第二回定例会は、十

月に、浜松市在住の弁護士、塩沢忠和君が幹事で精進湖畔「山

東海林恒英宮城支部長(昭三三)の、当時、同じ理想に燃え、助

たちの会は、四十一年四月入学の、当時、同じ理想に燃え、助

う次第です。

この第一回目は、東北大法学

部教授の吉田正志君が幹事の労

を執つてくれ、懐かしい片平、川内のキャンパスを訪れて往時を偲び、夜は、作並温泉ホテル「一の坊」で大宴会というものでした。静かな温泉の地で、十年、二十年の時間を埋める話に花が咲きました。顔を合わせれば、忽ち、あの熱かつた大学時代の原点に戻り、社会的立場を超えて議論が出来ることが、この会に集まる何よりの楽しみと感じています。

田屋ホテル」に集いました。

前日に、白糸の滝や青木が原樹海、風穴の見学、翌日は、富士がよく見える近くのパノラマ

台→烏帽子岳へのハイキングと下つて本栖湖の湖畔で「きりたんぽ鍋」という趣向を凝らしたものでした。朝まだ、旅館の夜明けの富士には感動しました。二日間、終始、霧峰富士に見守られながらの旅でした。

昨年は、十一月に、金沢大学法学部教授の梅田康夫君が幹事で、能登島に集いました。前日は、梅田君の案内です、「ありきたりでない」、古都・金沢の見学、夜は、能登島に渡り、その網元旅館「梅屋」で宴会。旬のズワイ蟹、アオリイカの活き造り、珍味のこのわたなど、海の幸に舌鼓を打ちました。

翌日は七尾市の七尾城址や明治の建物が残るレトロな商店通り（一本杉通り）を見学、お昼は洒落たお店で名物の魚醤鍋を賞味というものです。先日の能登半島地震はこの近辺が被災地で、地震との妙な因縁を感じます。昨年はまた、六月に、湯浅潔君が幹事で、有志七名による大善薩嶺→大菩薩峠登山（ハイキング？）もありました。JR塩山駅に集合、武田信玄の菩提寺「恵

林寺」などを見学、その日は麓の秘湯隠れ宿「靈峰荘」に一泊し、翌日、ゆっくり登山というものでした。意外に山好きな健脚家が多い、というのもこの会の特色でしようか。

そして今年の秋は、月山の麓に集う予定です。最近メンバーとして参加してくれた鶴岡在住の秋田谷博君に案内をお願いします。

吉田恒一によると思っています。今から楽しみです。

「関東支部会」も三ヶ月に一回くらい開催しています。談論

風発、当時の反骨精神は今も健在で、話は他愛のないものからたりでない」、古都・金沢の見学、憲法九条の論議まで及び、言い夜は、能登島に渡り、その網元旅館「梅屋」で宴会。旬のズワイ蟹、アオリイカの活き造り、珍味のこのわたなど、海の幸に舌鼓を打ちました。

翌日は七尾市の七尾城址や明治の建物が残るレトロな商店通り（一本杉通り）を見学、お昼は洒落たお店で名物の魚醤鍋を賞味というものです。先日の能登半島地震はこの近辺が被災地で、地震との妙な因縁を感じます。昨年はまた、六月に、湯浅潔君が幹事で、有志七名による大善薩嶺→大菩薩峠登山（ハイキン

る次第です。

（昭和四十五年三月卒
矢作陽司 記）

（鎌倉中善会）

沖和のつどい

萩懇会たより

（三二年入学生の会）

吉田恒一

「かまくらや 春もうららの法の縁」といつた光景でしょうか。四月十四日（土）に、中川善之助先生を偲び、旧交を温める会があり三十五名参加の同窓会でした。菊池さん（昭三十卒）

本年の会は、秋に我々の古希の祝いと母校の百年記念をかねて仙台に集うことと致しました。

丁度百周年の行事が予定されている十月七日に母校を訪ね、その晩は秘湯中山平温泉にて語りあって友情を確かめ、翌日はゴルフト観光にわかれ和気あけました。二年先輩の杉見徳明さんが昨年開店した「ふくろう亭」です。湯島天神の近くにあります。集まるところ、よく先輩の方々にもお会いします。日程が合えば、遠隔地在住メンバーが上京の折に合流することもあります。

「団塊」0世代、第一世代の私たちメンバーも、すでに還暦を迎えられた人、これからを迎える人、いずれにしても皆そういう年齢になりました。世話を人として、皆、健康で、この楽しい、刺激的な会が長く続くよう祈つてい



（団塊）0世代、第一世代の私たちメンバーも、すでに還暦を迎えられた人、これからを迎える人、いずれにしても皆そういう年齢になりました。世話を人として、皆、健康で、この楽しい、刺激的な会が長く続くよう祈つてい

（中川先生のお別れ講義）（昭三十六「時の法令」）を読み、先生の声をテープで再現して、仙台の時代を思いながら、今にとなるのでしょうか。最近名古屋の石倉啓三君、岐阜の白木薰君が故人となられ、また仙台までの旅がつらい友も少なくなくなり、「一期一会」の風が肌寒い年頃となつて参りました。

（中川先生のお別れ講義）（昭三十六「時の法令」）を読み、先生の声をテープで再現して、仙台の時代を思いながら、今にとなるのでしょうか。最近名古屋の石倉啓三君、岐阜の白木薰君が故人となられ、また仙台までの旅がつらい友も少なくなくなり、「一期一会」の風が肌寒い年頃となつて参りました。

（友情の証に浸りこれからの励みになります。）二、三の先輩からも伺いました。明年は四月十二日の予定です。同期の方

念セミナーのこと、医療事故と周行行事に法学部は？」という人も。『浮生半日閑』ではありますが、夕暮席亭を辞した後も、三々五々の邂逅があり北海道や仙台、金沢、岡山に帰られた方共にしながら東北大学百周年記念セミナーのこと、医療事故と

法制、司法改革の行方や政治経済世相のことなど話題も多様です。予め小野幹事から配られている会員皆さんへのメッセージを併せて読んでみると、この会も職域を超えた市民社会なのだと思

います。様々な人生経験を経て文責 秋山（昭三十六卒）

おくやみ

(平成十八年度に判明された方)	
逝去年月	卒年
H 18·9 2	石井 義殿
(不明) 長山 賴正殿	神山 信三殿
H 17·10 2	越智 康光殿
(不明) 加納 正道殿	坂本 政雄殿
H 17·10 2	正之殿
H 17·10 2	是成殿
H 17·10 2	秀夫殿
H 17·10 2	和夫殿
H 17·10 2	明殿
H 17·10 2	秀夫殿
H 17·10 2	吉原美佐夫殿
H 17·10 2	昌利殿
H 17·10 2	北 佐取 德久殿
H 17·10 2	斎 上田 宏殿
H 17·10 2	峰岸 鈴木 英男殿
H 17·10 2	謙 仁一殿
H 17·10 2	英衛殿
H 17·10 2	良衛殿
H 17·10 2	謙一殿
H 17·10 2	渡辺 博殿
H 17·10 2	高野 岡山 一磨殿
H 17·10 2	桑折 久剛殿
H 17·10 2	古屋 橋本 岑生殿
H 17·10 2	岩下 駿男殿
H 17·10 2	有馬 郁夫殿
H 17·10 2	大竹 秀男殿
H 17·10 2	小池 廉健殿
H 17·10 2	重原 冠次殿
H 17·10 2	沖 涛介殿
H 17·10 2	武則殿
H 17·10 2	英雄殿
H 17·10 2	高司殿
H 17·10 2	達男殿
H 17·10 2	勝又 天野
H 17·10 2	博明殿
H 17·10 2	乙和殿
H 17·10 2	S 18·9
H 17·10 2	S 18·9

(平成十八年度に判明された方)	
逝去年月	卒年
H 18·9 2	石井 義殿
(不明) 長山 賴正殿	神山 信三殿
H 17·10 2	越智 康光殿
(不明) 加納 正道殿	坂本 政雄殿
H 17·10 2	正之殿
H 17·10 2	是成殿
H 17·10 2	秀夫殿
H 17·10 2	和夫殿
H 17·10 2	明殿
H 17·10 2	秀夫殿
H 17·10 2	吉原美佐夫殿
H 17·10 2	昌利殿
H 17·10 2	北 佐取 德久殿
H 17·10 2	斎 上田 宏殿
H 17·10 2	峰岸 鈴木 英男殿
H 17·10 2	謙 仁一殿
H 17·10 2	英衛殿
H 17·10 2	良衛殿
H 17·10 2	謙一殿
H 17·10 2	渡辺 博殿
H 17·10 2	高野 岡山 一磨殿
H 17·10 2	桑折 久剛殿
H 17·10 2	古屋 橋本 岑生殿
H 17·10 2	岩下 駿男殿
H 17·10 2	有馬 郁夫殿
H 17·10 2	大竹 秀男殿
H 17·10 2	小池 廉健殿
H 17·10 2	重原 冠次殿
H 17·10 2	沖 涛介殿
H 17·10 2	武則殿
H 17·10 2	英雄殿
H 17·10 2	高司殿
H 17·10 2	達男殿
H 17·10 2	勝又 天野
H 17·10 2	博明殿
H 17·10 2	乙和殿
H 17·10 2	S 18·9
H 17·10 2	S 18·9

【会員の皆様へのお願い】

お詫び

昨日の会報三十三号に誤りがありました。四六「服藤先生のこと」(弔文)九行目「幾代、広中、太田と揃った…」の文に校正漏れがあり、正しくは「幾代、鈴木、広中、太田と揃った…」で、鈴木先生の御名前が抜けてしましました。ご執筆頂いた佐藤慎一先生には大変迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

(以上事務局判明分)

平成19年3月末現在

池田 佐藤 弘司殿 (旧教官)

H 18·4 H 17·7 H 18·9 H 19·4 H 18·5 H 18·8

菊地 次男殿 (旧教官)

S 43·3 S 43·3 S 42·3 S 38·3

佐藤 隆悦殿

S 43·3 S 43·3 S 33·3 S 33·3

天野 義範殿

H 17·11 H 18·6 H 18·7 H 18·4

橋本 岑生殿

S 37·3 S 33·3 S 33·3

岩下 駿男殿

H 17·1 H 19·1

古屋 崇生殿

H 17·6 H 18·6

天野 勝又

H 18·4

博明殿

S 30·3

乙和殿

S 30·3

天野 勝又

H 18·4

義範殿

S 33·3

乙和殿

S 33·3

一、年会費(3000円)の振込は忘れない

前払の学生・十年未満の終身会員・特別会員を除く全員

二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです

卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います

三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く

本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付

(TEL・FAX・メールいづれでもOK)

四、同窓会の役員になり、積極的に協力する

本部・支部・同期会・各種グループを問わない

(事務局)

平成18年度 卒年別 会費納入会員数

卒年	昭14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36
会員数	1	3	12	7	6	24	—	8	19	20	8	10	9	16	22	29	39	45	35	49	43	55	59	67
卒年	昭37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
会員数	42	29	43	25	30	46	32	24	19	26	33	24	25	19	23	22	21	18	20	21	25	17	14	
卒年	昭61	62	63	平1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	入学18	合計	
会員数	18	10	12	14	14	17	—	7	9	8	6	8	6	2	7	7	7	9	7	5	5	194	1594	

1. 会費納入会員数は前年比、OBは512名増、新入生で24名増、合計536名増。

合計1594名は、同窓会開設(S34年)以来の新記録です。旧終身会員はじめ皆様の御協力に感謝申し上げます。

2. 卒業年次別では、36年卒が67名で首位、35年卒・34年卒が大躍進、2位・3位を占めた。

上位3卒年、萩原会・三神会・山王会の旅行会・文集発行などの行事、総会の定例開催等、会長・幹事の推進力には敬意を表したい。

3. ご本人がご逝去された後々まで、ご遺族様のご配慮に心から感謝申し上げます。

○今回から現役学生の頁を設けました。今回の模擬裁判をはじめ、各方面で活躍する学生の声をお届けしますが、会員との接点となるよう期待しております。

○末筆ですが、「終身会員」の皆様の会費納入が多数に及び、ご協力に心から感謝いたしました。

編集後記

○百周年にあたり、お二人の先輩からご寄稿を頂きました。

東北大大学未来への提言、戦後間もない時代の学生生活の再現と、過去と未来をつなぐ論

稿に、同窓生として何を考えるべきかご示唆を頂いたよう

な気がします。

○わが大学に、学生歌が六曲

あつたことをご存知の方はすくないかもしれません。百周

年にあたり、その一つ昭和二八年に選定された「青葉もゆ

るこのみちのく」が正式に学

生歌に認定されました。作詞

が三十年法学部卒の野田秀氏

であることはご存知の通りで